

第3次いといがわ男女共同参画プラン (令和4年度～令和8年度)



糸魚川市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の構成	2
5 計画の期間及び関連計画	2
6 男女共同参画をめぐる世界・国・県の動き	4
7 糸魚川市の状況	6

第2章 計画の体系と施策の方向

1 計画の体系	11
2 基本目標・重点目標・施策の方向	
I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	12
重点目標	
(1) 男女共同参画への理解の促進	
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
(3) 地域における男女共同参画の推進	
II 女性が活躍できる基盤づくり(糸魚川市女性活躍推進計画)	21
重点目標	
(1) 雇用等における男女平等の推進	
(2) 働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	
III 安心して暮らせる環境づくり	35
重点目標	
(1) 配偶者等からの暴力の根絶	
(糸魚川市配偶者等からの暴力防止基本計画)	
(2) あらゆる暴力の根絶	
(3) 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備	
(4) 生涯を通じた健康支援	

第3章 計画の推進体制

1 計画の推進にあたっての基本的な考え方	51
2 計画の推進体制	51
3 市民、企業、各種団体等との連携	51
4 計画の進行管理及び見直し	51
第3次いといがわ男女共同参画プラン目標指標	52

資料編

1 糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート概要	54
2 第3次いといがわ男女共同参画プランの策定について(諮問)	55
3 第3次いといがわ男女共同参画プランについて(答申)	56
4 糸魚川市男女共同参画推進委員会条例	57
5 糸魚川市男女共同参画推進委員会委員名簿	58
6 糸魚川市男女共同参画庁内委員会委員名簿	59
7 計画策定の経緯	60
8 男女共同参画社会に関する関係年表	62
9 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	67
10 男女共同参画社会基本法	71
11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	74
12 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	81
13 新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例	88

第1章 計画の策定にあたって

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、国においては「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、…」(平成22年12月17日、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」障がい者制度改革推進会議)としていますが、「常用漢字表は地方公共団体や民間組織において、…(省略)…。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。」(平成30年11月22日、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」文化審議会国語分科会)と確認されています。

これらを踏まえ、糸魚川市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則として「障がい」とひらがなで表記します。ただし、法令やそれに基づく制度などの固有名詞は「障害」と漢字で表記します。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

糸魚川市では、男女共同参画社会の実現を図るため、平成19（2007）年12月に「いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、その基本計画を実現化していくための具体的事業を示した行動計画（第1次：平成19年度～平成23年度、第2次：平成24年度～平成28年度）に基づいて施策の展開を図ってきました。

平成29（2017）年3月に「第2次いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、令和4（2022）年3月に計画期間を終了することから、第2次のプランの成果や課題、社会状況の変化等を踏まえ施策の更なる推進を図るため、「第3次いといがわ男女共同参画プラン」を策定することとしました。

2 計画の目的

一人ひとりがお互いを認め合い、
個性と能力を発揮できる社会の実現

この計画では、一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合うとともに、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画に関する施策の方向性と内容を明らかにし、総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

3 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する糸魚川市の基本的な計画です。
- (2) この計画の一部を女性活躍推進法第6条第2項に基づく糸魚川市の計画に位置付けます。
- (3) この計画の一部を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく糸魚川市の計画に位置付けます。
- (4) この計画は、「第3次糸魚川市総合計画」と整合性をもつものであり、さらに各分野の個別計画にも反映をしている計画です。
- (5) 市民と行政が一体となって推進する計画であり、市、市民、企業、学校、各種団体の相互理解のもとに協力しながら推進するための行動指針となります。
- (6) この計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方と同じ方向性であり、ジェンダー平等を基調とした男女共同参画社会の実現を目指しています。

4 計画の構成

(1) 計画の構成

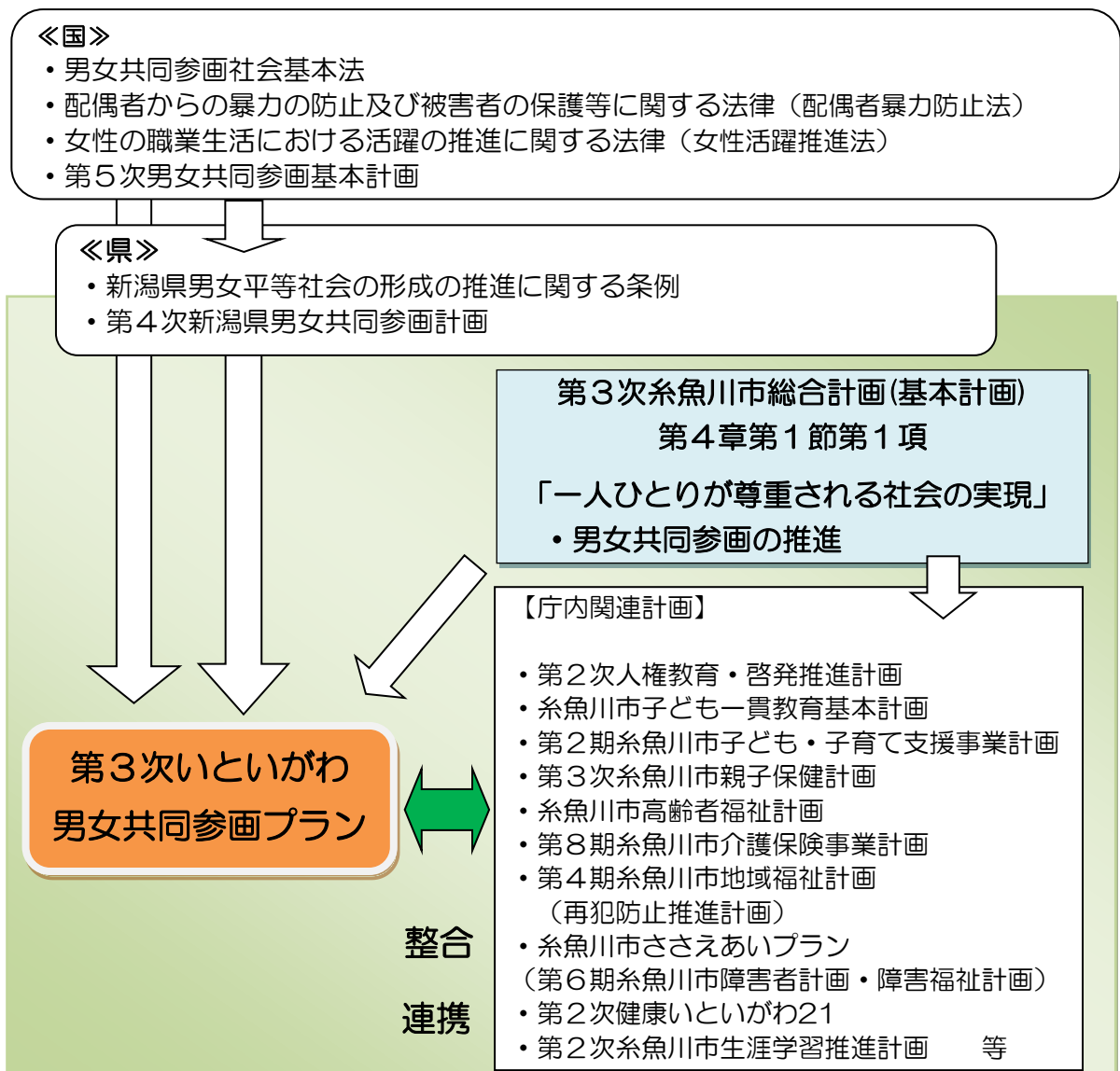
この計画は、男女共同参画社会を実現するため、市の男女共同参画を推進するための施策の方向性とその内容を明らかにし、体系化したものです。また、達成状況を確認し、計画の進捗を把握するため、各施策に対応させた目標指標を設定しました。

(2) 施策の方向

目標の達成に向け、各部署において有効な事業を着実に実施していきます。なお、社会情勢等の変化により事業内容が変更されることを想定し、実施事業については年度ごとに目標を定めて事業を展開します。そのため、実施事業は本計画書に掲載せず、別に進捗状況を管理します。

5 計画の期間及び関連計画

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	1 【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう 	10 【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに 	2 【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを 	11 【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を 	3 【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任 つかう責任 	12 【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産体制を確保する
4 質の高い教育をみんなに 	4 【教育】 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を 	13 【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう 	5 【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う	14 海の豊かさを守ろう 	14 【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に 	6 【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう 	15 【陸上資源】 陸域生態系の保護、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、生物多様性損失の阻止
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	7 【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に 	16 【平和】 平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も 	8 【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を推進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	17 【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9 【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションを図る		

6 男女共同参画をめぐる世界・国・県の動き

女性の人権擁護と男女平等に向けての世界的な動きは、国際婦人年を契機に始まりました。

日本の男女共同参画を推進する取組は、国際社会の動きと連動して進められてきました。

(1) 世界の動き

昭和50（1975）年を国際婦人年と定め、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択されました。その後、女性への差別撤廃と社会的地位の向上を実現させるための行動を続けてきました。

平成 27（2015）年に決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等、女性リーダーシップ増進や能力強化お活躍の場の拡大（エンパワーメント）、暴力の撤廃などが掲げられており、各国で取組が加速しています。

平成 27（2015）年の国連サミットでは、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が全会一致で採択されました。17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを基本理念としています。

(2) 国の動き

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、平成11（1999）年「男女共同参画基本法」を制定し、翌年には同法に基づく「男女共同参画社会基本計画」を策定しました。

平成17（2005）年にはこれを改定して「男女共同参画基本計画（第2次）」を、平成22（2010）年には「第3次男女共同参画基本計画」を、平成27（2015）年には「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画期間内に、雇用の分野においては「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27（2015）年）、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30（2018）年）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成30（2018）年）を整備しました。

このほか、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、防災・復興分野における男女共同参画の推進などに取り組んでいました。

令和 2（2020）年に、社会情勢の変化を踏まえ、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、以下の4つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲

げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(3)新潟県の動き

新潟県では、平成14（2002）年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき男女平等推進相談室を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。

平成18（2006）年には、条例の基本理念に基づく、新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、仕事と生活の両立ができるように職場環境を整える、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組み企業等をハッピー・パートナー企業として登録する制度を創設しました。この計画は、社会情勢の変化に対応しながら3回の改定を経て、現在は、令和4（2022）年度～令和8（2026）年度を計画期間とする第4次計画を策定しました。

7 糸魚川市の状況

(1) 社会状況

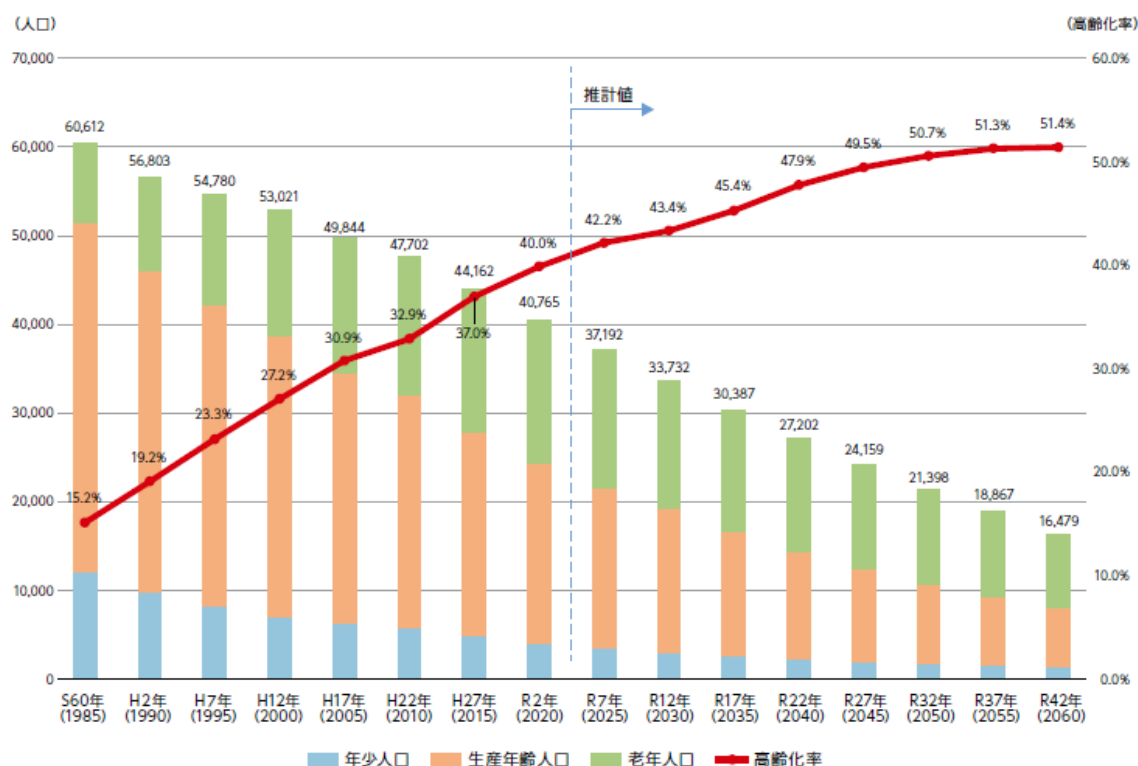
■人口

平成17（2005）年の市町村合併時の人口は、約50,000人でしたが、令和2（2020）年国勢調査の結果では、40,765人と、合併後15年間で約9,000人、率にして約18%減少しています。

この国勢調査の結果を基に、社人研の人口推計※1に準拠して将来人口を推計すると、20年後の令和22（2040）年には27,202人、40年後の令和42（2060）年には、16,479人まで減少すると予測されます。

また、住民基本台帳に基づく高齢化率は令和2年10月1日時点で40.5%と、全国平均の28.7%、県平均の33.0%を大きく上回っており、今後更に上昇することが見込まれています。

人口構造の状況（社人研推計準拠）



(単位：人)

	S60年 (1985)	H2年 (1990)	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	R7年 (2025)	R12年 (2030)	R17年 (2035)	R22年 (2040)	R27年 (2045)	R32年 (2050)	R37年 (2055)	R42年 (2060)
年少人口	11,993	9,733	8,101	6,983	6,181	5,591	4,816	4,005	3,351	2,813	2,469	2,161	1,878	1,638	1,409	1,204
生産年齢人口	39,428	36,153	33,917	31,636	28,284	26,353	22,942	20,213	18,132	16,277	14,121	12,019	10,314	8,917	7,770	6,798
老年人口	9,191	10,912	12,762	14,402	15,379	15,702	16,346	16,296	15,709	14,642	13,797	13,022	11,967	10,843	9,688	8,477
総人口	60,612	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765	37,192	33,732	30,387	27,202	24,159	21,398	18,867	16,479
高齢化率	15.2%	19.2%	23.3%	27.2%	30.9%	32.9%	37.0%	40.0%	42.2%	43.4%	45.4%	47.9%	49.5%	50.7%	51.3%	51.4%

(資料：国勢調査(R7以降は社人研推計方法に基づく値))

年齢3区分人口は、以下の年齢構成としています。

年少人口：15歳未満人口 生産年齢人口：15～64歳人口 老年人口：65歳以上人口

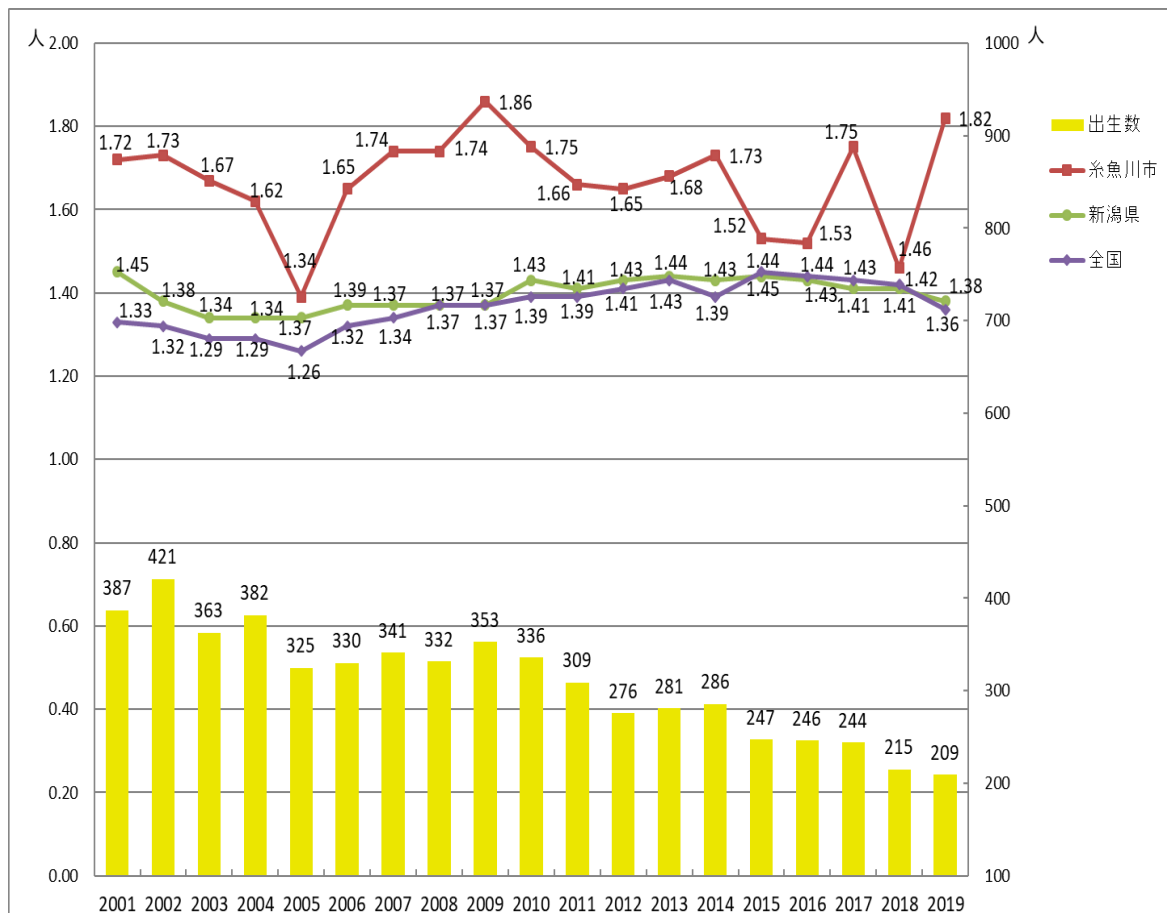
なお、年齢3区分人口の合計と総人口が合わないのは、年齢不詳数があるためです。

出典元：第3次糸魚川市総合計画「(1)人口の推移と将来推計」

※1 平成30(2018)年3月公表「日本の地域別将来推計人口」

■合計特殊出生率と出生数

合計特殊出生率は、全国、県の数値を上回って推移し、令和元（2019）年は1.82（全国1.36）となっていますが、出生数は年々減少しています（図）。

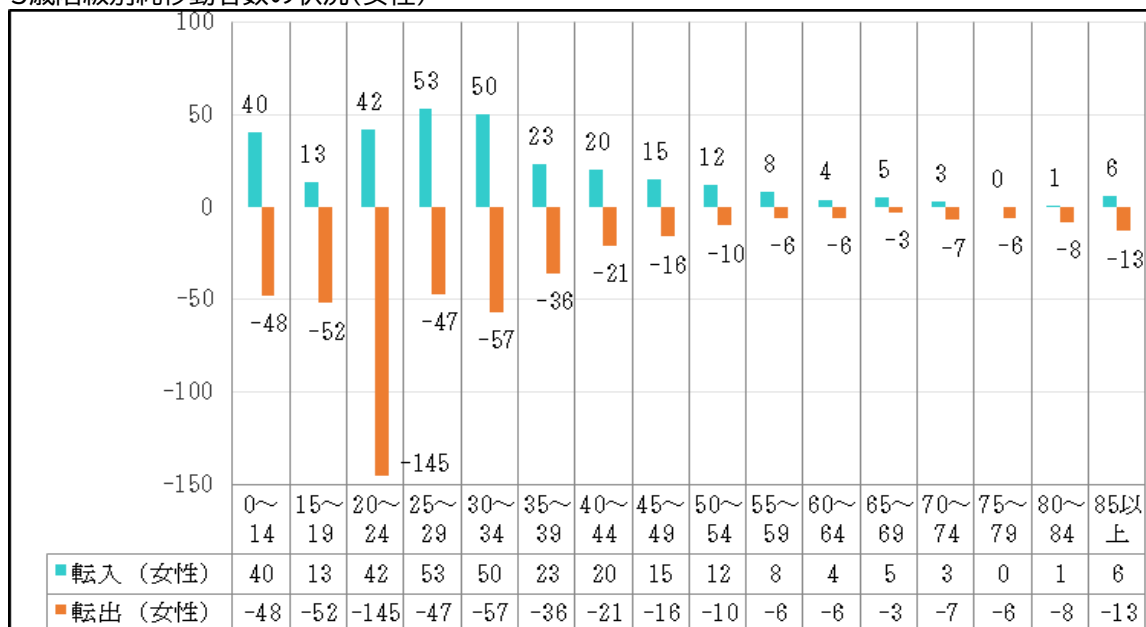


※H27 年「国勢調査」・H30 年「新潟県人口動態統計」・R2 新潟県福祉保健年報

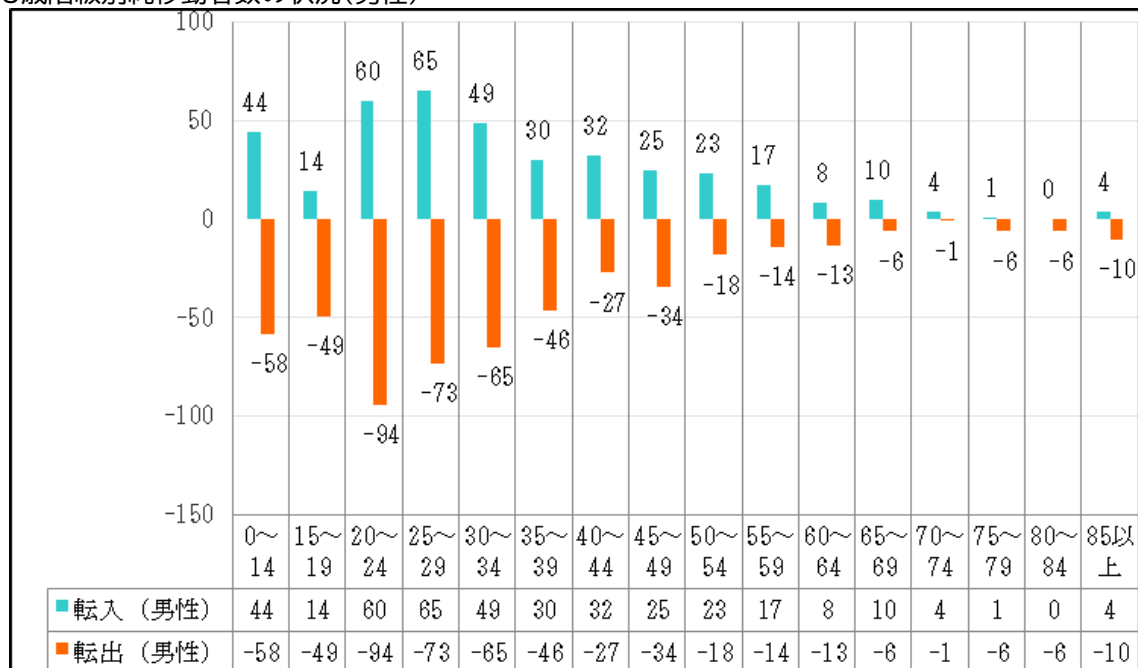
■年齢別移動者数

令和元年の転出・転入の状況では、男女ともに20～24歳の首都圏への転出超過が多くなっています。また、女性の方が男性よりも転出超過の数が多くなっています（図）。

5歳階級別純移動者数の状況(女性)



5歳階級別純移動者数の状況(男性)

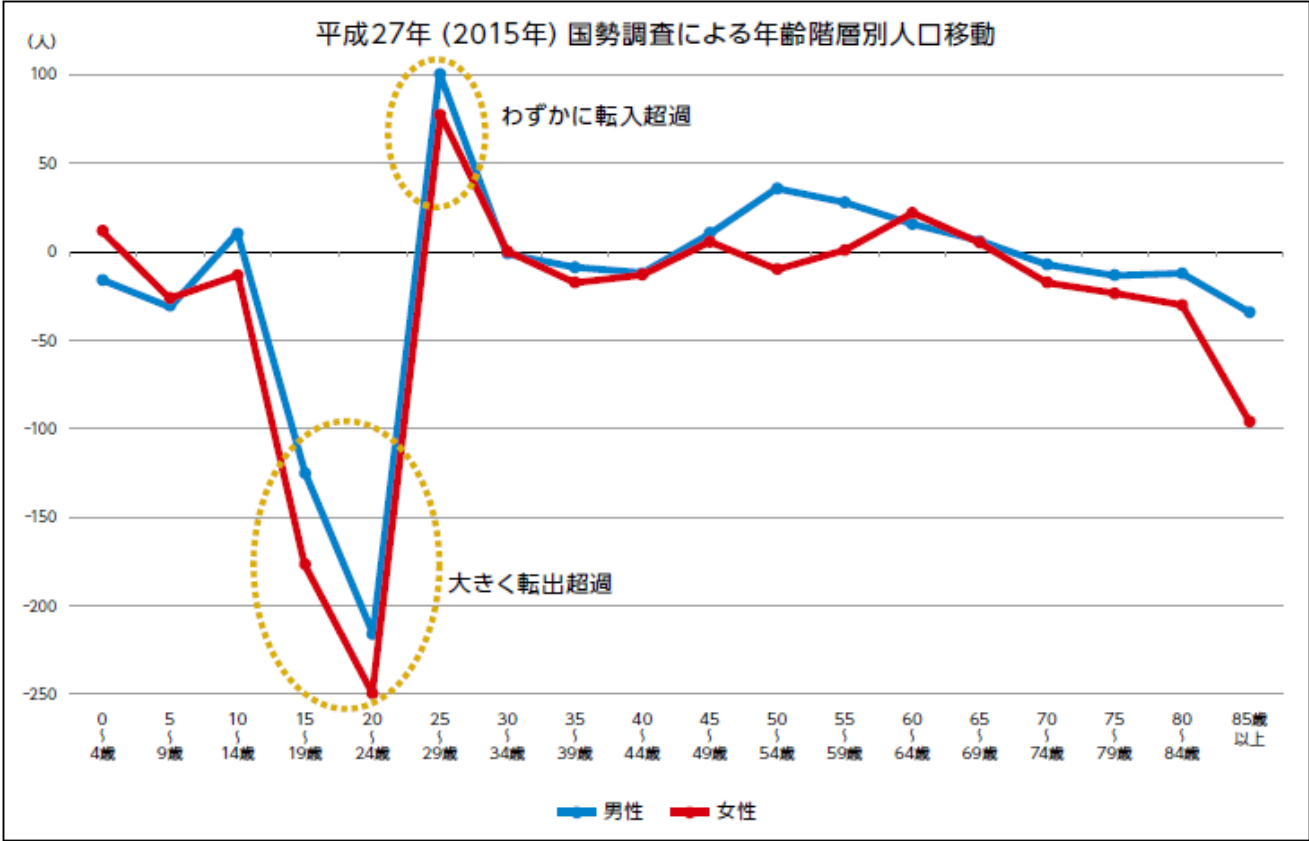


■年齢階層別人口移動

本市の社会動態の年齢階層別の構造では、男女とも15～24歳になる時に転出超過が最も多くなり、その後、25～29歳になる時に転入超過となる傾向がありますが、転出超過数が転入超過数を大きく上回っています。

特に女性では、20代前半までの転出超過者数に対して、20代後半での転入超過者数の割合が約2割と若年層での人口流出傾向が顕著です。また、全年齢を通じて、女性の方が男性よりも転出超過等による減少幅が大きい傾向があります。

男性では、50代から60代前半にかけて転入超過となっています。



(資料：国勢調査)

(単位：人)

		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
男性	転入	34	36	33	75	122	229	147	126	99	91	97	84	69	45	14	5	6	7
	転出	50	66	23	200	338	128	148	135	111	80	61	56	53	39	21	18	18	▲41
	増減	▲16	▲30	10	▲125	▲216	101	▲1	▲9	▲12	11	36	28	16	6	▲7	▲13	▲12	▲34
女性	転入	48	47	28	13	70	181	169	105	68	50	31	27	43	38	11	8	3	24
	転出	36	73	41	189	320	103	169	122	81	44	41	26	21	33	28	31	33	▲120
	増減	12	▲26	▲13	▲176	▲250	78	0	▲17	▲13	6	▲10	1	22	5	▲17	▲23	▲30	▲96
合計	転入	82	83	61	88	192	410	316	231	167	141	128	111	112	83	25	13	9	31
	転出	86	139	64	389	658	231	317	257	192	124	102	82	74	72	49	49	51	161
	増減	▲4	▲56	▲3	▲301	▲466	179	▲1	▲26	▲25	17	26	29	38	11	▲24	▲36	▲42	▲130

出典元：第3次糸魚川市総合計画「③年齢階層別人口移動」

(2) 第2次いといがわ男女共同参画プランにおける指標の達成状況

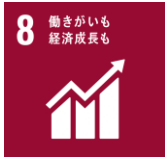
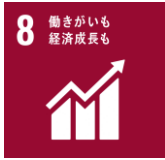
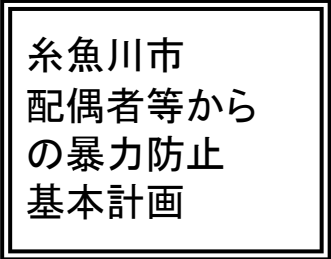
男女共同参画の推進状況を測るため、3つの目標に対する23の指標に目標値を設定し取り組んできました。このうち、令和2年度現在、すでに目標値を達成した項目は3項目でした。

指標一覧

	項目	27年度 (2015) 現状値	2年度 (2020) 現状値	3年度 (2021) 目標値
I 女性の活躍推進	1 「男性は仕事、女性は家庭を中心とする方がよい」の回答が「そう思わない」の割合	56.9%	55.5%	70.0%
	2 家庭における家事等の分担についての回答が「両方同じくらい」の割合	18.3%	10.6%	25.0%
	3 (市役所) 時間外勤務の年平均時間	105.7時間	124.5時間	100時間
	4 各種審議会等における女性委員の割合	26.9%	25.5%	40.0%
	5 (市役所) 管理職クラスにある職員に占める女性の割合	2.6%	4.2%	10.0%
	6 職場における男女格差について、「特に男女格差はない」の回答割合	23.3%	20.9%	50.0%
	7 「ワーク・ライフ・バランス」の名称、内容を知っている人の割合	12.1%	19.1%	30.0%
	8 男女平等意識について、地域社会の中で(町内会等の活動の中で)、「平等になっている」と回答する人の割合	31.1%	22.4%	40.0%
II 安全・安心な暮らしの実現	9 女性の健康寿命	86.05歳	84.0歳	延伸
	10 男性の健康寿命	78.92歳	79.9歳	延伸
	11 乳がん検診受診率	29.6%	26.1%	増加
	12 子宮頸がん検診受診率	18.8%	14.7%	-
	13 妊婦の喫煙率	3.1%	1.3%	0%
	14 「DVをされたことがある」の回答割合	6.2%	8.1%	減少
	15 「DVをしたことがある」の回答割合	2.5%	1.5%	減少
	16 「女性のための相談室」を知っている人の割合	31.1%	37.8%	60.0%
	17 趣味や生きがいのある高齢者の割合	78.7%	57.4%	85.0%
	18 福祉施設から一般就労への移行人数	5人	6人	8人
	19 (再掲) 女性の健康寿命	86.05歳	84.0歳	延伸
III 会の実現に向けた基盤の整備 男女共同参画社	20 日本語セミナー受講者数	292人	363人	320人
	21 子育て環境の満足度	39.3%	52.4%	60.0%
	22 男女平等意識について、家庭生活で、「平等になっている」と回答する人の割合	34.9%	23.2%	37.0%
	23 男女平等意識について、学校教育の場で、「平等になっている」と回答する人の割合	62.7%	59.4%	75.0%

第2章 計画の体系と施策の方向

1 計画の体系

目指す姿	基本目標	重点目標	施策の方向
一人ひとりがお互いを認め合い、個性と能力を発揮できる社会	I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり	(1) 男女共同参画への理解の促進   (2) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大  (3) 地域における男女共同参画の推進 	① 男女平等参画社会の実現に向けた啓発活動の推進 ② 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革 ③ 男女共同参画に関する男性の理解の促進 ① 市の審議会等への女性の参画推進 ② 市の管理職等への女性の積極的登用の推進 ① 地域活動における男女共同参画の推進 ② 防災分野における女性の参画拡大
	II 女性が活躍できる基盤づくり	(1) 雇用等における男女平等の推進      (2) 働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進   	① 男女の雇用における均等な機会と待遇の確保など雇用環境の整備 ② 職場におけるハラスメント防止に向けた取り組みの推進 ③ 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備 ④ 再就職、起業支援 ① 子育てへの男性の参画の促進、介護休業・休暇の取得促進 ② 多様な形態の働き方に応じた育児・介護の支援環境の充実
	III 安心して暮らせる環境づくり	(1) 配偶者等からの暴力の根絶    (2) あらゆる暴力の根絶   (3) 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備    (4) 生涯を通じた健康支援  	① DVの根絶に向けた対策の推進 ② 安心して相談できる体制の整備 ③ 安全な保護体制の整備と自立支援の充実 ④ 関係機関等との連携強化 ① 女性に対する暴力の根絶 ② 性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 ③ ハラスメント防止対策の推進 ① 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援 ② 高齢者、障がいのある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ① 身体的性差に応じた健康支援 ② 妊娠、出産等に関する健康支援

2 基本目標・重点目標・施策の方向

I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

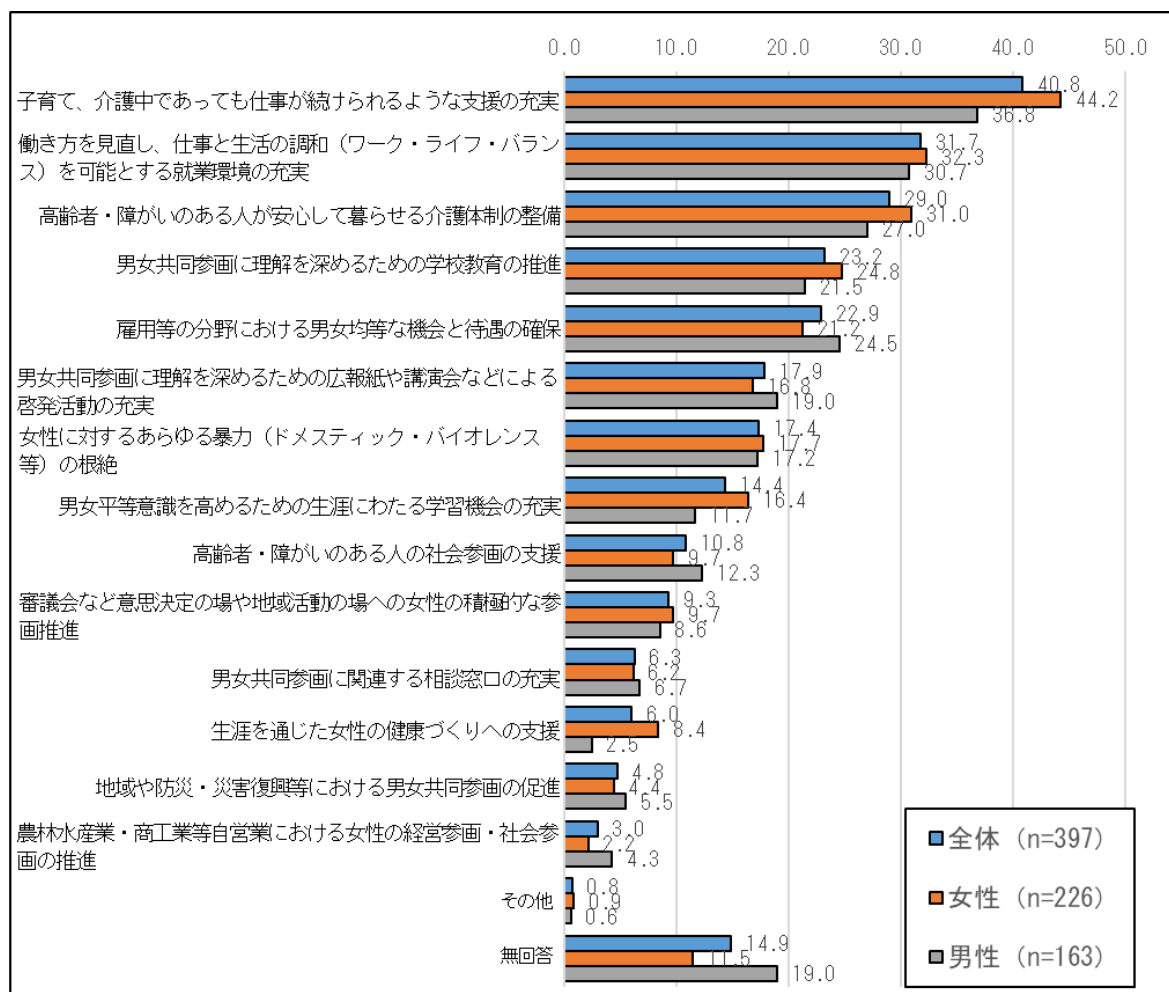
男女共同参画社会の基本となるべきものは「人権の尊重」です。誰もが生まれながらにして持っている人間としての権利は、いかなる場合でも尊重されなければなりません。

その上で、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に責任を担っていくためには、性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分に発揮でき、多様な生き方が尊重される社会の実現が求められています。

長い歴史の中で作られた地域社会等の慣習や慣行は、社会変化の中で時代とともに変わりつつありますが、女性の権利に関する様々な法律が整備された現在でも、根強く残っており、令和3(2021)年3月に発表された世界経済フォーラム(WEF)による「ジェンダー・ギャップ指数 2021」において、日本は156カ国中120位となり、主要7カ国(G7)では最下位となっています。

社会のあらゆる分野で男女平等の意識を高め、社会全体としての平等感を高めるよう市民への啓発を行い、男女共同参画社会の実現を目指します。

◇男女共同参画社会を実現するために、今後市が重点的に取り組むべきもの



資料：令和2年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

重点目標 I - (1)

男女共同参画への理解の促進



市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるようにすること、そして多様な生き方を互いに尊重していくことが大切です。

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担※1 意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等の意識づくりなどが大きな課題となっており、一人ひとりが暮らしやすくなるものであることを理解し、意識改革を図っていくことが重要です。

<現状と課題>

■性別による固定的な役割分担意識の解消

「アンケート」では、家庭生活、職場、学校教育、法律や制度等の各場面における男女の地位について「平等である」と感じている人の割合は、全ての項目において平成27(2015)年の前回調査より低下しました。

本市の平等感の水準は総じて低く、依然として男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています。また性別、年代により意識差に違いがあり、男女共同参画を一層進めていくためには、あらゆる人を対象に、様々な場面で、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を継続して展開していくことが必要です。

また、男女共同参画の取組の推進にあたっては、性的指向※2 や性自認※3 を含む多様な性を理解し、配慮することが必要です。

■社会制度・慣行等の見直しと意識の改革

男女の地位の平等感の割合が一番低かった分野は「社会通念や慣習、しきたり」です。社会制度や慣行などの中には、性別による固定的な役割分担意識に基づいて形づくられ、性別にとらわれない自分らしい生き方の幅を狭めているものもあり、男女共同参画を実現する上で大きな支障となっています。社会経済の変化を踏まえながら、多様な生き方への選択を可能とする社会制度・慣行に改めていく必要があります。

男女いずれにも幼少の頃から長年にわたり形成された性差に関する偏見・固定観念や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)※4 があり、自身の思い込みに気づくことも重要です。

※1 固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性・女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

※2 性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指します。

※3 性自認

自分の性をどのように認識しているかを示す概念を言います。生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない状態をトランスジェンダーと呼び、一致していないことによる違和感を覚えたり、身体の手術を通じて性の適合を望んだりします(性同一性障害)。

※4 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳に刻みこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

■ 男性の理解の必要性

人口減少・少子高齢化が進む中で、親や配偶者の介護、高齢期における自分自身の孤立化など、男性自身に関わる課題への対応が必要となっています。特に、男性の意識改革は男性自身にとっても重要であり、より暮らしやすくなる点でも必要です。男性が仕事だけでなく、家事や子育て、介護等に参画し、家庭や地域において積極的に役割を果たせるよう支援していく必要があります。

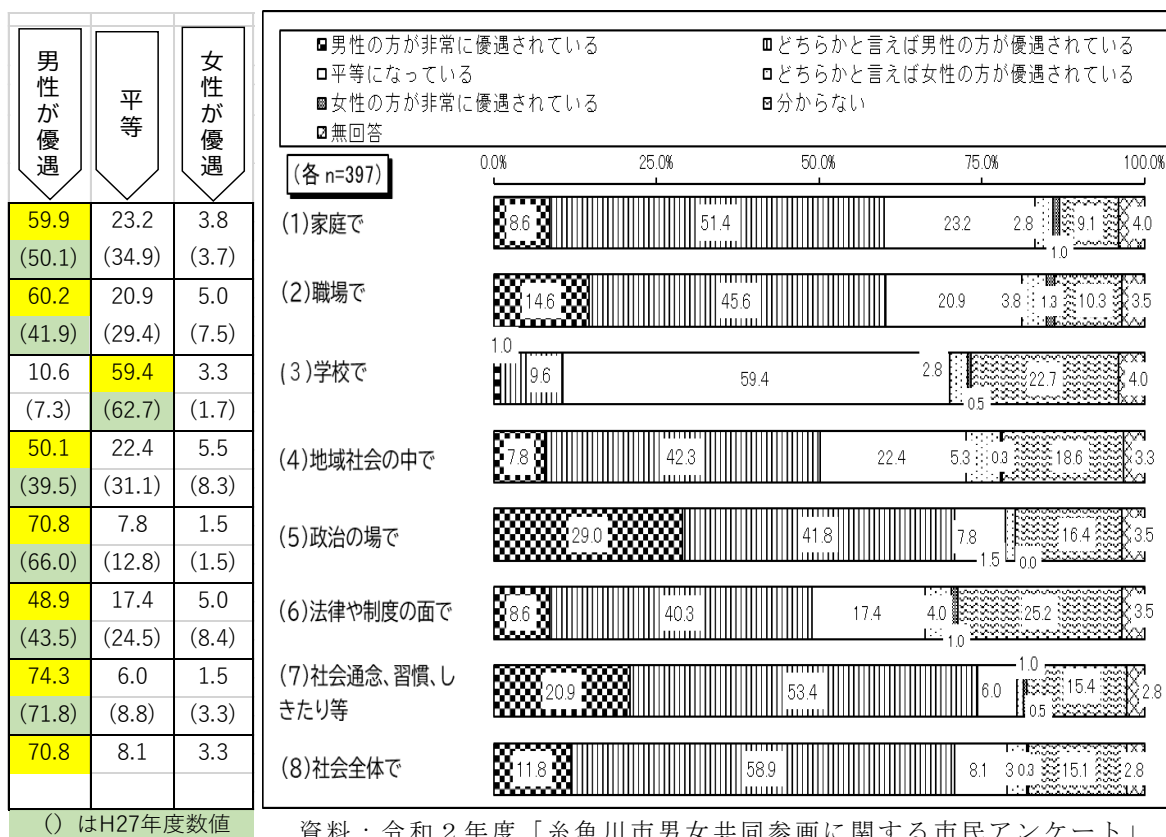
■ 男女平等の視点に立った教育

男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があります。その基礎となるのが教育・学習です。固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成を図り、男女共同参画についての理解を促進するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実が必要です。

目標指標

項目	現状 (R2)	目標 (R8)	根拠データ
男女平等意識について、 家庭生活中で、「平等になっている」と回答する人の割合 (%)	23.2	37.0	糸魚川市男女共同参画に関する 市民アンケート
男女平等意識について、 学校教育の中で、「平等になっている」と回答する人の割合 (%)	59.4	75.0	
男女平等意識について、 社会通念、習慣、しきたり等で、「平等になっている」と回答する人の割合 (%)	6.0	25.0	

◇ 家庭生活、職場、学校教育、法律や制度等の各場面における、男女の地位の平等感



【施策の方向】

(1) 男女平等参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

No	推進施策	内容	所管課
1	家庭・地域等への広報・啓発活動の推進	・広報誌や情報誌、ホームページ、広報無線等を活用して、男女共同参画に関する広報啓発を実施します。 ・講演会等を開催し、啓発に努めます。	環境生活課
2	男女平等の視点に立った教育の推進	・児童生徒等の発達段階に応じて、授業等で取り上げ、計画的に指導します。	こども課 こども教育課

(2) 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革

No	推進施策	内容	所管課
3	男女共同参画に関する調査、情報の提供	・男女共同参画に関する実態やアンケートを実施します。 ・男女間格差等の実態等を明らかにするため、社会制度や慣行等、様々な分野や場面における男女のデータの収集・分析に努め、情報提供します。 ・男女共同参画の視点で様々な悩みや不安に関する相談事業を行うことで、性別にとらわれない自分らしく生きるための支援を行います。	環境生活課
4	メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進	・市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)を養うための啓発・学習機会を提供します。	環境生活課
		・インターネットやソーシャルメディア等の普及に対応して、安全・安心かつ適切な情報発・受信ができるような取組を進めます。	こども教育課
		・市刊行物については、男女共同参画の視点に立った表現方法で用語やイラストを使用し、固定的な役割分担意識の解消に努めます。	環境生活課 全部局

(3) 男女共同参画に関する男性の理解の促進

No	推進施策	内容	所管課
5	男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援	・これまでの男性の仕事中心の生き方や家事・育児・介護等の女性への偏重の見直し、多様な生き方・働き方について啓発を進めます。	環境生活課
6	男性のための相談事業の実施・相談しやすい環境づくり	・男性であることで負っている社会的重圧や悩みなどについて、一人で悩まず相談するよう周知に努めます。	環境生活課

重点目標 I - (2)

政策・方針決定過程への女性の参画拡大



将来にわたって活力ある社会を築いていくには、男女があらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することが必要です。多様な人材を活用し、多様な視点・考え方を政策・方針決定過程に共同して参画する機会を確保されることは、持続可能な社会の実現のためにも大切です。

<現状と課題>

■市の審議会等の女性委員比率の状況

本市の審議会等における女性委員の割合は、平成 28(2016)年の 27.2%を最高に、それ以降低下し、令和2年には 25.2%となりました。構成組織の代表者が男性であることが多いため、女性の登用が進んでいない状況です。

女性の市政への参画促進の取組を行い、社会の構成員の半分を占める女性の意見を十分に反映し、市民満足度の高い市政を実現していく必要があります。

■市の女性職員の登用状況

市役所の令和2年度の行政職における課長相当職以上の管理職の女性割合は 4.2%、課長補佐職における女性の割合は 18.2%、係長職における女性の割合は 10.9%であり、新潟県、全国市町村平均と比較しても、低い数値となっています。

管理職への女性の登用を進めるため、「糸魚川市職員の特定事業主行動計画」に基づき、職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援を行う必要があります。

目標指標

項目	現状(R2)	目標(R8)	根拠データ
各種審議会等における女性委員の割合(%)	25.2	40.0	内閣府男女平等推進施策の推進状況調査
(市役所) 課長相当職以上の職にある職員に占める女性の割合(%)	4.2	10.0	糸魚川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

【施策の方向】

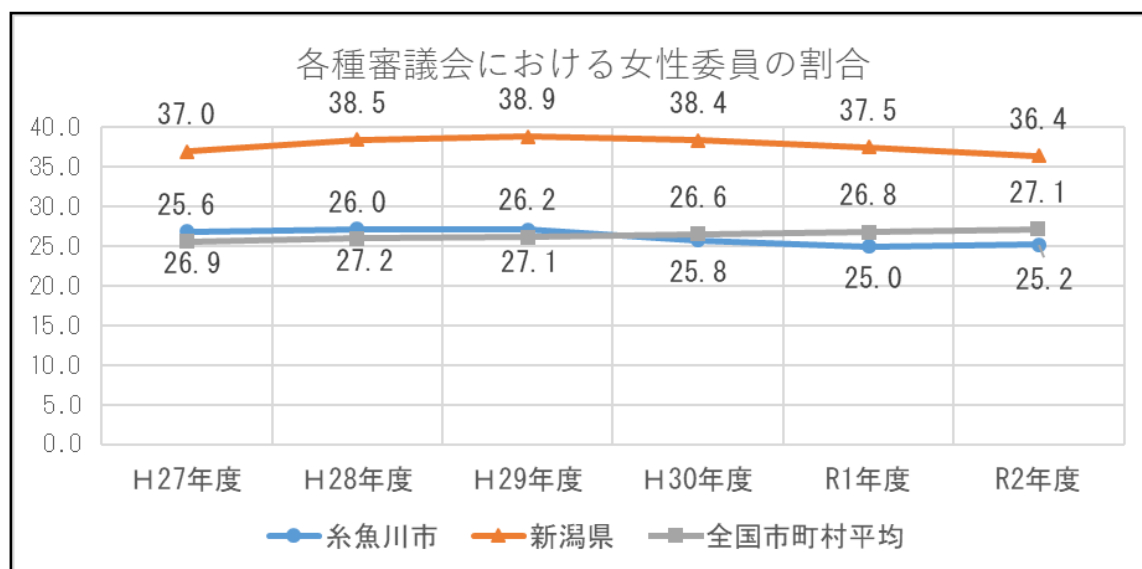
(1) 市の審議会等への女性の参画推進

No	推進施策	内容	所管課
7	市の各種審議会等への女性の登用の推進	・市の各種審議会等への女性の積極的な登用を図ります。	環境生活課

(2) 市の管理職等への女性の積極的登用の推進

No	推進施策	内容	所管課
8	市の女性職員の管理・監督職への積極的な登用	・管理職への女性の登用を推進します。	総務課
9	女性活躍推進に向けた研修会・セミナーの実施	・管理・監督職としての能力開発に向けた育成体制を充実します。 ・女性職員、管理職等を対象とした職域拡大・計画的育成とキャリア形成を支援します。	総務課

◇糸魚川市、新潟県の審議会等への女性の登用率 (単位：%)



※各年4月1日現在

資料：内閣府男女平等推進施策の推進状況調査

◇糸魚川市、新潟県内20市、全国市町村の各役職段階に占める女性の割合 (単位：%)

区分		R1年度	R2年度	R3年度
糸魚川市	課長相当職以上職	4.2	4.2	8.3
	課長補佐相当職	17.4	18.2	14.3
	係長相当職	8.2	10.9	9.1
県内20市平均	課長相当職以上職	—	—	14.0
	課長補佐相当職	—	—	20.9
	係長相当職	—	—	27.8
全国市町村平均	課長相当職以上職	15.3	17.8	—
	課長補佐相当職	28.8	29.2	—
	係長相当職	34.6	35.0	—

※各年4月1日現在

資料：内閣府男女平等推進施策の推進状況調査

重点目標 I - (3)

地域における男女共同参画の推進



将来にわたって活力ある社会を築いていくには、男女があらゆる分野に対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することが必要です。多様な人材を活用し、多様な視点・考え方を地域活動や防災分野などに生かしていくことは、持続可能な社会の実現のためにも大切です。

<現状と課題>

■地域社会における意思決定の場への女性の参画状況

市内 184 の自治会長における女性の割合は、令和2年度で 1.1%となっており、全国市町村平均(6.1%)と比較しても低く、地域活動で女性が果たしている役割に比べ、役員への女性の参画が極端に少ない状況にあります。

地域社会においても女性の登用を進め、男女共同参画の視点を確保することが重要です。

■防災分野における女性の参画拡大の必要性

女性の視点の重要性は、防災・復興に関する取組の基本的な考え方の一つとして世界的に共有されており、女性の視点を反映することは、地域防災力の向上につながります。災害時には平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の実現が、防災・復興を円滑に進めていくための基盤となります。災害時において、性別役割分担意識によりどちらかの性別に過度な負担が生じることのないよう、日頃から男女共同参画の視点を共有することが重要です。

■防災分野における女性の参画状況

防災会議の委員に占める女性の割合は、令和2年度で 2.5%であり、全国平均の 8.8%と比較しても低い数値となっており、構成組織の代表者が男性であることが多いため、女性の登用が進んでいない状況です。

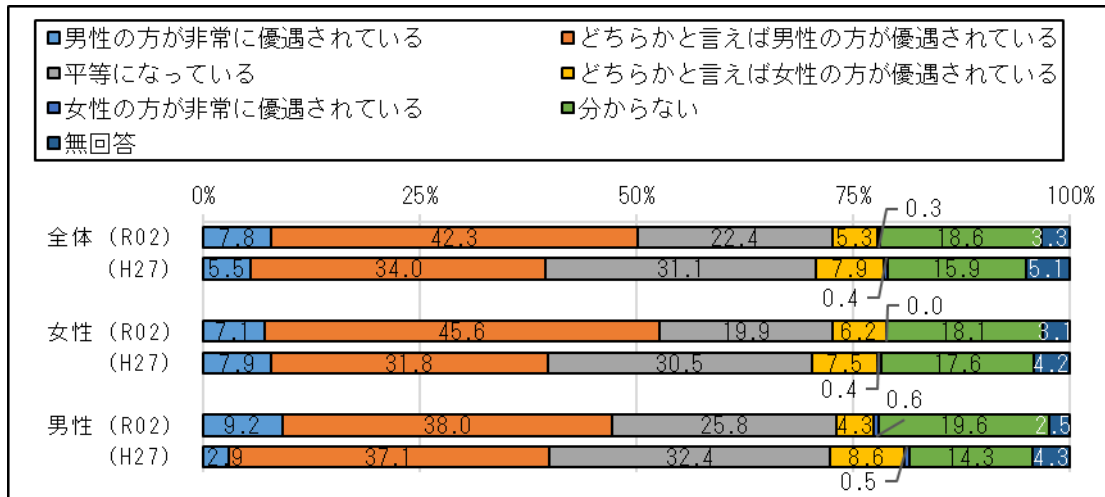
災害時における避難所の運営をはじめ、防災に係る計画やマニュアルの策定など、あらゆる防災施策においても女性の果たす役割が大きく、災害から受ける影響やニーズは女性と男性で異なることを認識したうえで、女性が地域の防災体制に参画し防災リーダーを担えるよう育成を進める必要があります。

今後災害発生の可能性があることを見据えて、平常時においても、防災に関する政策・方針決定過程の段階からの女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進めることが必要です。

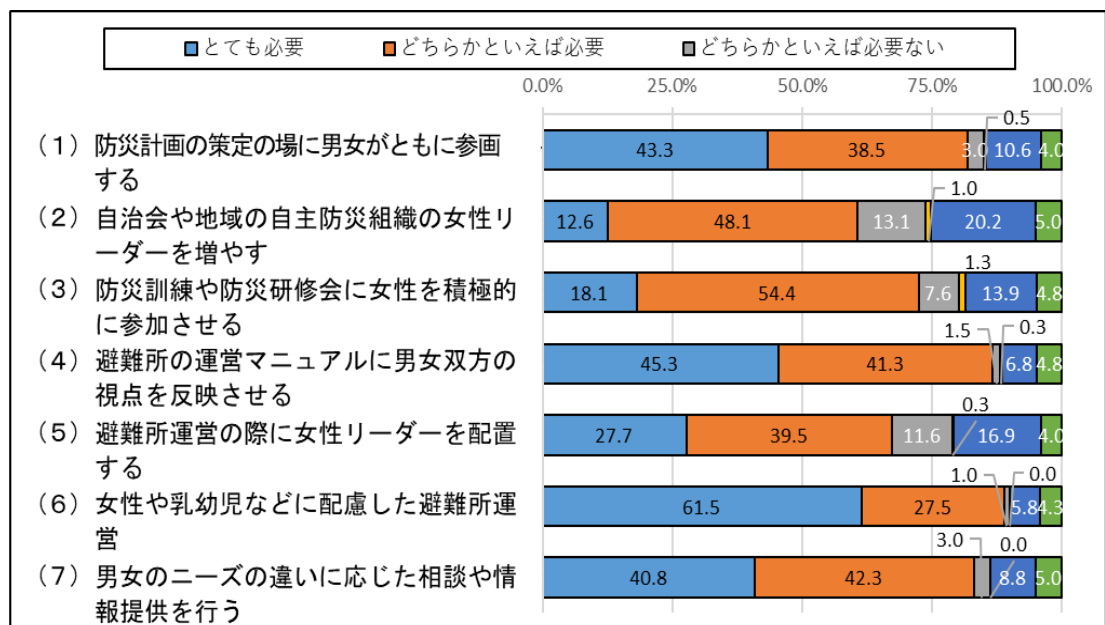
目標指標

項目	現状 (R2)	目標 (R8)	根拠データ
男女平等意識について、地域社会の中で(町内会等の活動の中で)、「平等になっている」と回答する人の割合(%)	22.4	40.0	糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート
自治会長に占める女性の割合(%)	1.1	6.1	内閣府男女平等推進施策の推進状況調査
防災会議の委員に占める女性の割合(%)	2.5	5.0	
消防団員に占める女性の割合(%)	2.7	3.0	

◇ 地域社会の中で（町内会等の活動の中で）の男女平等意識



◇ 災害に備えるための男女共同参画の視点の必要性



資料：令和2年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

【施策の方向】

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

No	推進施策	内容	所管課
10	女性の参画拡大についての意識啓発	・地域社会においても女性の登用を進め、男女共同参画の視点を確保するため、女性の登用を推進します。	環境生活課 企画定住課
11	地域活動への男性の参画促進	・男性が地域に参画するよう学習機会を提供します。 ・男女共同参画の視点を持って地域活動を行うように啓発します。	環境生活課 企画定住課 生涯学習課

(2) 防災分野における女性の参画拡大

No	推進施策	内容	所管課
12	女性の視点を取り入れた防災体制の構築	・防災に関する政策・方針決定過程の段階からの女性の参画を拡大します。 ・各種計画やマニュアルの策定など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を推進します。	消防防災課
13	防災体制における女性の参画拡大	・防災訓練や防災研修会への女性の参加を促進します。 ・女性が地域の防災体制に参画し防災リーダーを担えるよう育成を推進します。	消防防災課



女性消防団員募集活動

Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり

あらゆる分野に女性が参画し、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会は、女性だけでなく、男女が共に仕事と生活を両立できる、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。

政府においては、「女性の活躍」を最重要課題とし、成長戦略を通じ「指導的地位に女性が占める割合を30%程度とすること」という目標を掲げています。

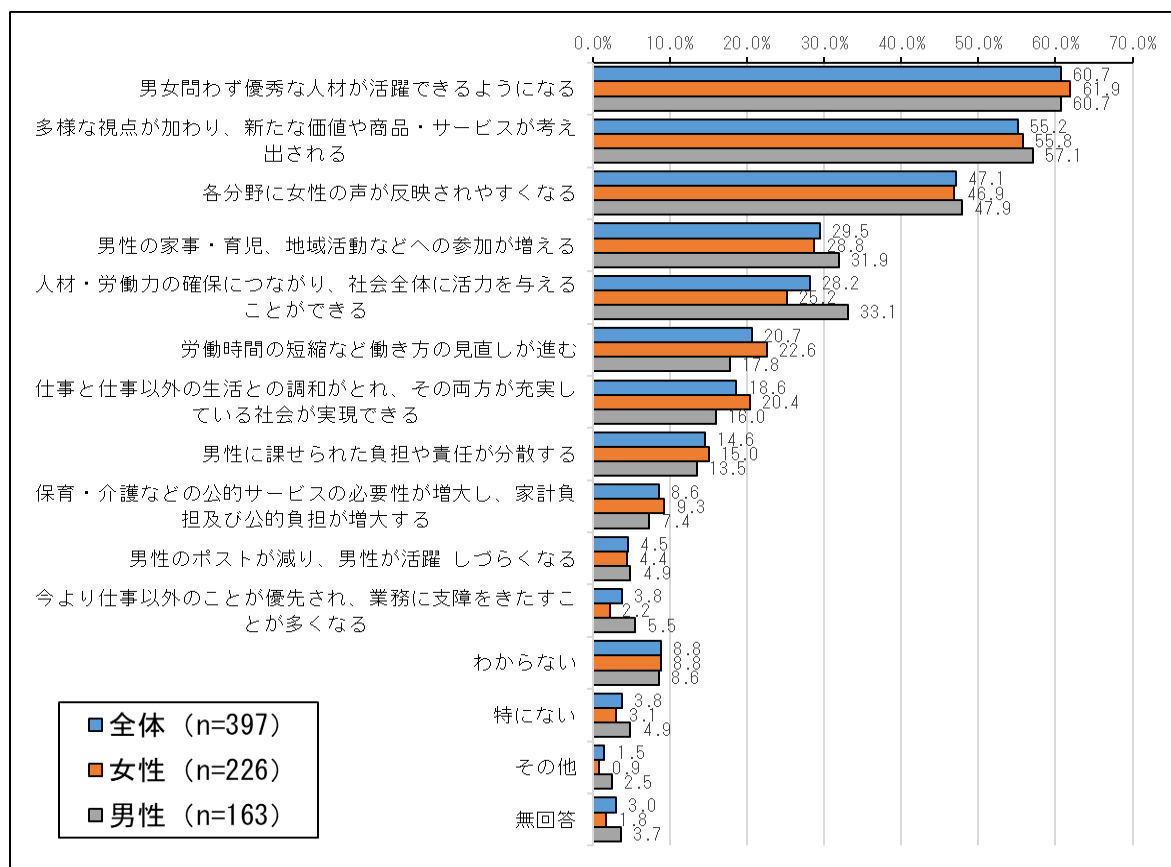
また、平成28(2016)年4月施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」では、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定・公表が義務づけられています。

これを受け、本市においても、女性の意思が政策・方針の決定に公平・公正に反映されるよう各方面に向けてその必要性を求めて参ります。

また、働く場における女性活躍を推進するため、多様な働き方の創出や、仕事と生活の調和(以下、「ワーク・ライフ・バランス」※5 という。)がとれた社会の実現に向けた意識を啓発するとともに、その環境づくりを促進していきます。

持続可能な社会の重要な担い手として、女性の役割を認識し、女性が活躍できる基盤の整備が必要です。

◇政治・経済・地域などの各分野で、女性の参加が進み、女性のリーダーが増えると、どのような影響があると思いますか。



資料：令和2年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

※5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態を指します。

糸魚川市女性活躍推進計画

本計画の「基本目標Ⅱ 女性が活躍できる基盤づくり」に関する施策は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という）」第6条第2項に基づく「市の基本計画（女性活躍推進計画）」と位置付けています。

＜女性活躍推進計画策定の趣旨＞

少子高齢化の進展、長期的な経済の低迷、非正規雇用者の増加による格差社会の拡大など、社会情勢が大きく変化している中で、女性と男性が互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現が求められています。特にわが国では、急激な人口減少と将来の労働力不足が懸念されており、多様な人材の確保・育成が急務となっています。

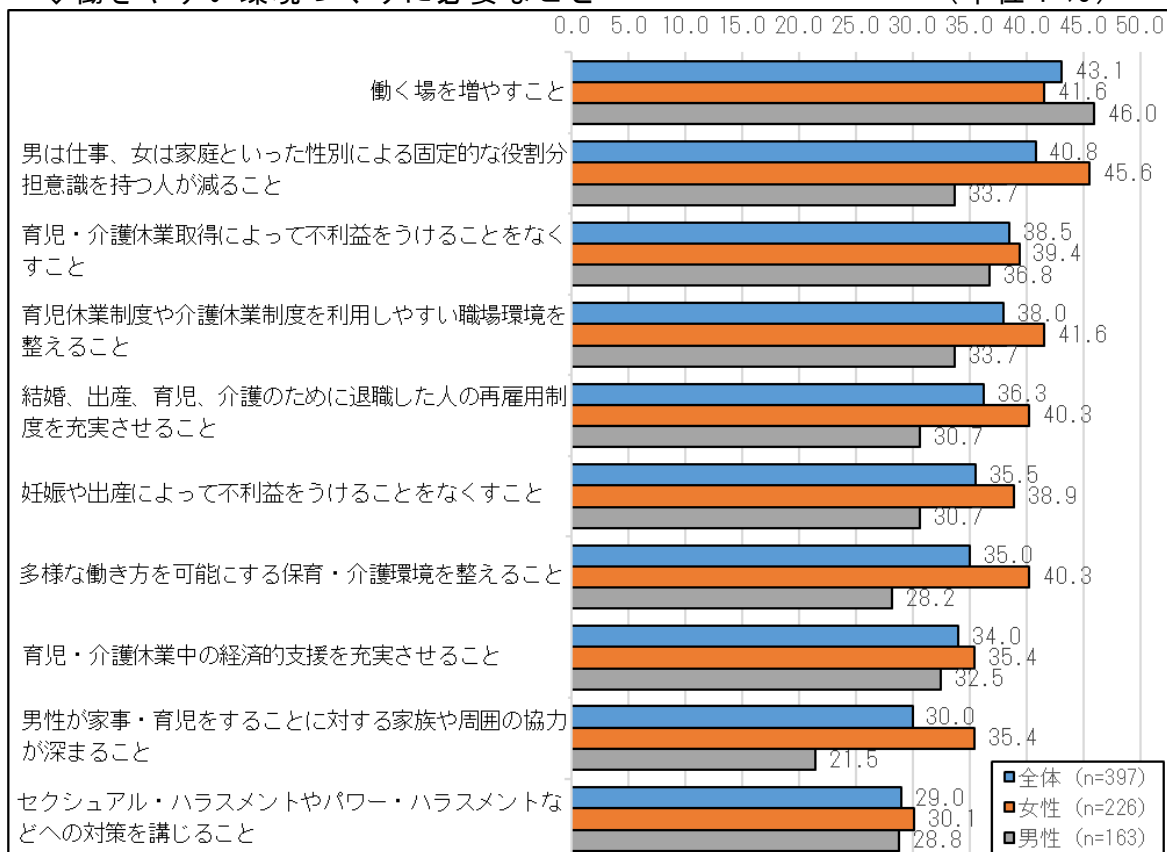
これらの課題を克服するため、国では、女性の力が「わが国最大の潜在能力」とあるとして、女性が職業生活において、その希望に応じて個性と能力が十分に発揮できる社会を実現させるため、平成 28（2016）年 4 月に「女性活躍推進法」が施行されました。

この法律は、男女共同参画基本計画の理念にのっとり、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、より豊かで活力ある社会の実現を目的としています。

これらを受けて本市においても、仕事と家庭生活の両立や女性のキャリア形成への支援を行うとともに、糸魚川市総合計画及び糸魚川市第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である「ジオパークの自然を活かし健康で幸せに暮らすまちづくり」（移住・定住）を進めるため、本計画を策定しました。

◇働きやすい環境づくりに必要なこと

（単位：％）



資料：令和 2 年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

重点目標 Ⅱ－(1) 雇用等における男女平等の推進



人口減少・少子高齢化をはじめとする時代の大きな変化の中で、持続可能な地域社会を実現するためには、性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが不可欠です。とりわけ、雇用等の場においては人材不足が加速し、女性の活躍が急務となっています。

そのような状況下において、男女が対等な立場で働くための法整備は進んできましたが、従前からの固定的な概念に阻まれ、抜本的な変革に至らない状況です。

今後は、雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保に関する各種法律に基づき、一人ひとりの価値観やライフスタイルに応じて働き方を選択できる環境を整備し、雇用の場における女性活躍を促進する必要があります。

<現状と課題>

■女性の就業機会の確保

本市は建設業・製造業を主要産業とし、化学・セメント業を基幹産業とする中で、女性を対象とする新規卒者を採用する職場が少ないことから、就業を目的とした首都圏等への流出が後を絶ちません。人口減少に歯止めをかけ、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で多様な生き方を選択できる社会の実現のため、女性の就業機会の確保が必要です。

■就労を希望する女性が働き続けるための環境整備

本市における女性の年齢階級別労働力率は、核家族世帯において、妊娠・出産・子育て等のため30歳代に一時的に下がるいわゆる「M字カーブ※6」を描いており、その解消に向けた取組が必要です。妊娠・出産・育児または介護などのライフイベントを抱えながらも就労を希望する女性が働くためには、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら個性と能力を発揮し、希望に応じた働き方を通じて仕事と家庭を両立できる環境を整備する必要があります。

また、女性自身も管理職として働くことを視野に入れてキャリア形成できるよう、女性のエンパワーメント※7を推進していく必要があります。

■企業における男女共同参画の自主的な取組の促進

企業においては、男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、育児や介護等で時間制約のある労働者を含む全ての労働者が、当たり前にかキャリア形成を行い十分な能力を発揮できるための取組が必要です。

これまでの働き方に関する意識を大きく変え、長時間労働を前提としない働き方の構築、時間当たりの生産性の重視、人事評価への反映、人材育成等の仕事と家庭の両立に配慮した取組が必要です。

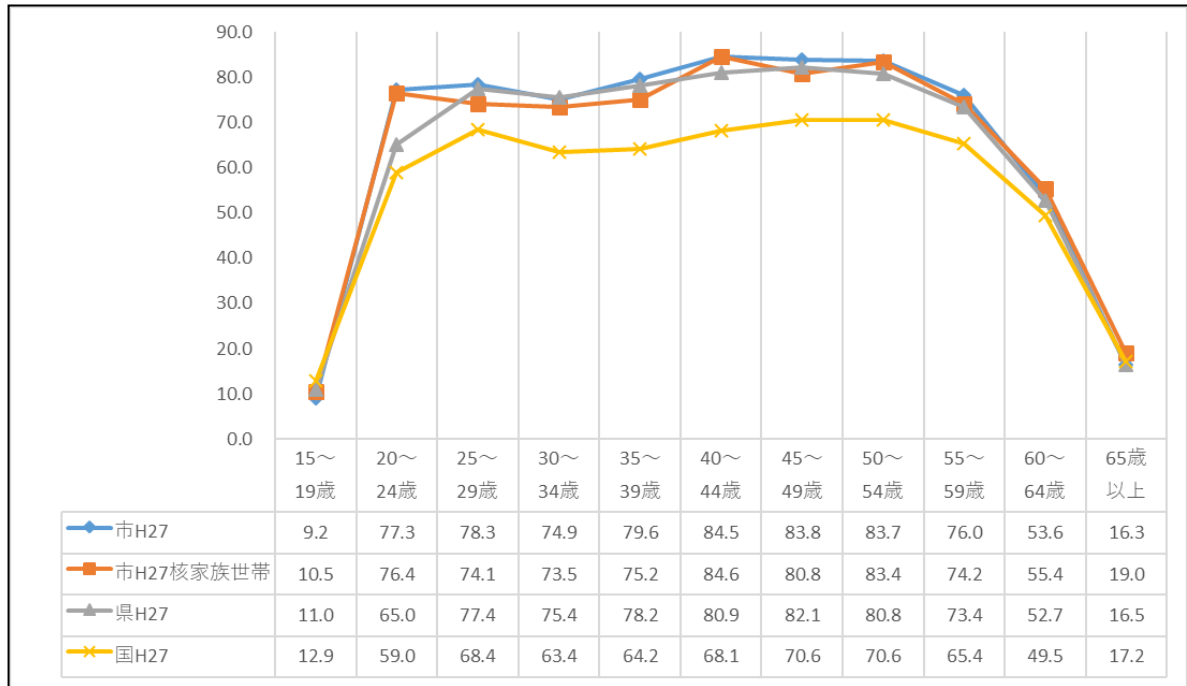
行政においては、女性活躍推進法の一部改正に伴い、新たに一般事業主行動計画※8の策定義務対象となる中小企業に対して、適切な情報提供や、職場環境の改善に向けた働きかけを行うことが必要です。

男女共同参画の推進に積極的に取り組む企業に対しては、インセンティブ※9の付与や公共調達を通じて取組の後押しが必要です。

また、取組が進んでいない企業に向けては、男女共同参画を推進したり、働き方を改革するためのノウハウや各種支援制度及び先進事例などを発信したりするなど、企業の実態に応じた取組を促すことが必要です。

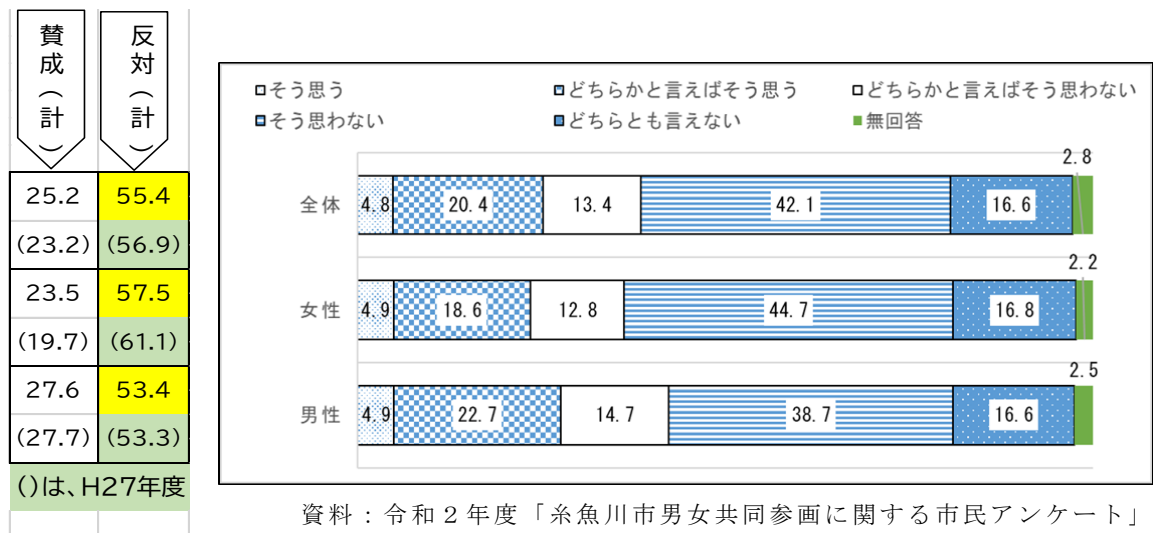
◇女性の労働力（糸魚川市、新潟県、国）

（単位：％）



女性の年齢階級別労働力率は、20 歳代前半から 40 歳代前半にかけて労働力が増加し、50 歳代前半まで約 85%の労働力を維持したのち、50 歳代後半から減少傾向になっています。また、核家族世帯においては、「M字カーブ」を描いています。

◇「男性は仕事、女性は家庭を中心とする方がよい」などという考え方



※6 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した時に、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。

※7 エンパワーメント

自ら自主的に行動することによって、状況を変える力をつけること。

※8 一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、事業主が自社の女性活躍に関する現状把握、課題分析を行い、その結果を踏まえた数値目標や目標を達成するための取組内容を盛り込み策定するもの。

※9 インセンティブ

目標へ意欲を高める刺激、動機付け。

■働く場における意思決定の場への女性の参画状況

平成 27(2015)年国勢調査によると、働く場における管理的職業従事者に占める女性の割合は 5 年前の調査(10.5%)に比べて増加していますが、その割合は 13.0%で、県平均(14.1%)や全国平均(16.4%)と比べると低く、管理職への女性の登用はまだ進んでいないのが現状です。

「アンケート」によると、「女性リーダーを増やすときに障害となるもの」について、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」を選択した人が最も多く、次いで、それらに対する公的サービスを求める意見も挙げられました。特筆する点としては、30 歳代以下の女性が「働く場において上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」(20 歳代 48.4%、30 歳代 47.1%)と回答した人が多いことに対して、男性の大半の年代が「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」と回答しており、男女間の意識の差が顕著となっています。

男女ともに 40 歳代では、「現時点では、必要な知識や経験を持つ女性が少ないこと」と回答する人の割合が多く、女性の職業能力開発やキャリア形成に向けた取組が必要です。

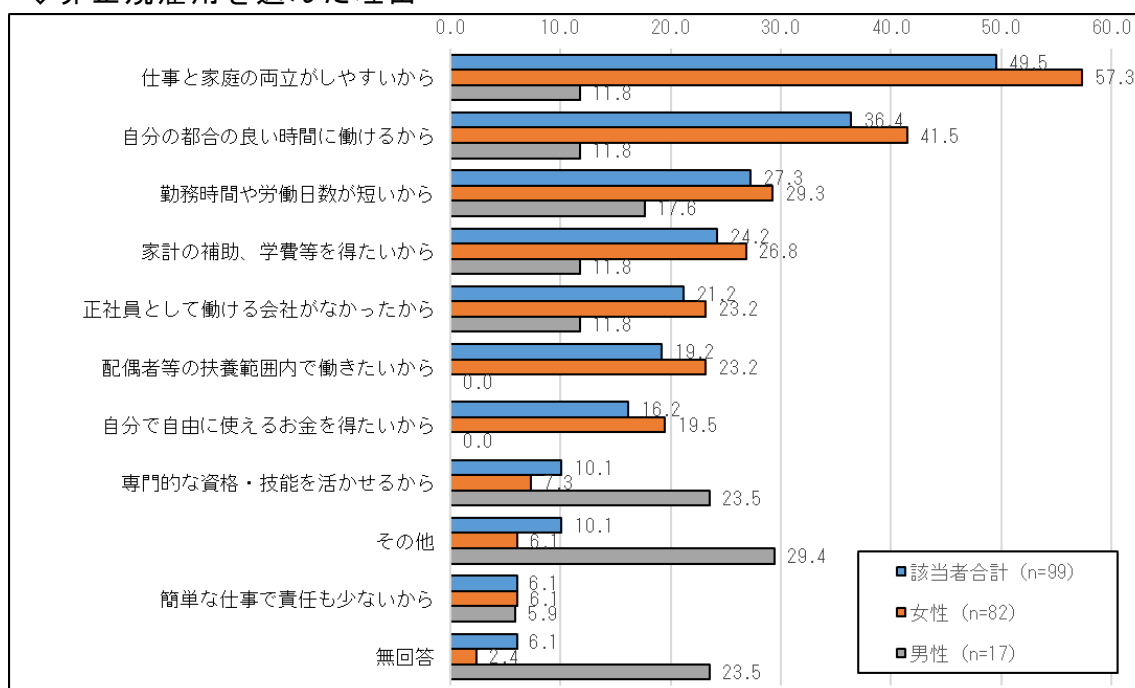
また、将来の目標やビジョンを持ち、自己のキャリアアップに積極的に取り組む女性への適切な評価基準を定め、その承認をもって、個々の意識の向上を図るとともに、雇用・就労の場における女性活躍に向けた礎の構築が必要です。

■働く場での男女格差の是正

新潟県賃金構造基本統計調査によると令和2年度の一般労働者の男女別賃金は、男性 304 千円、女性 232.8 千円で男女間の賃金格差は 76.7%となっています。これは、女性における非正規雇用の割合が男性と比較して高いことが主な原因と考えられます。非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える一方、男女間の就労収入格差などの問題があることから、「同一労働同一賃金ガイドライン」に基づき、非正規雇用労働者への公正な待遇の確保が不可欠です。

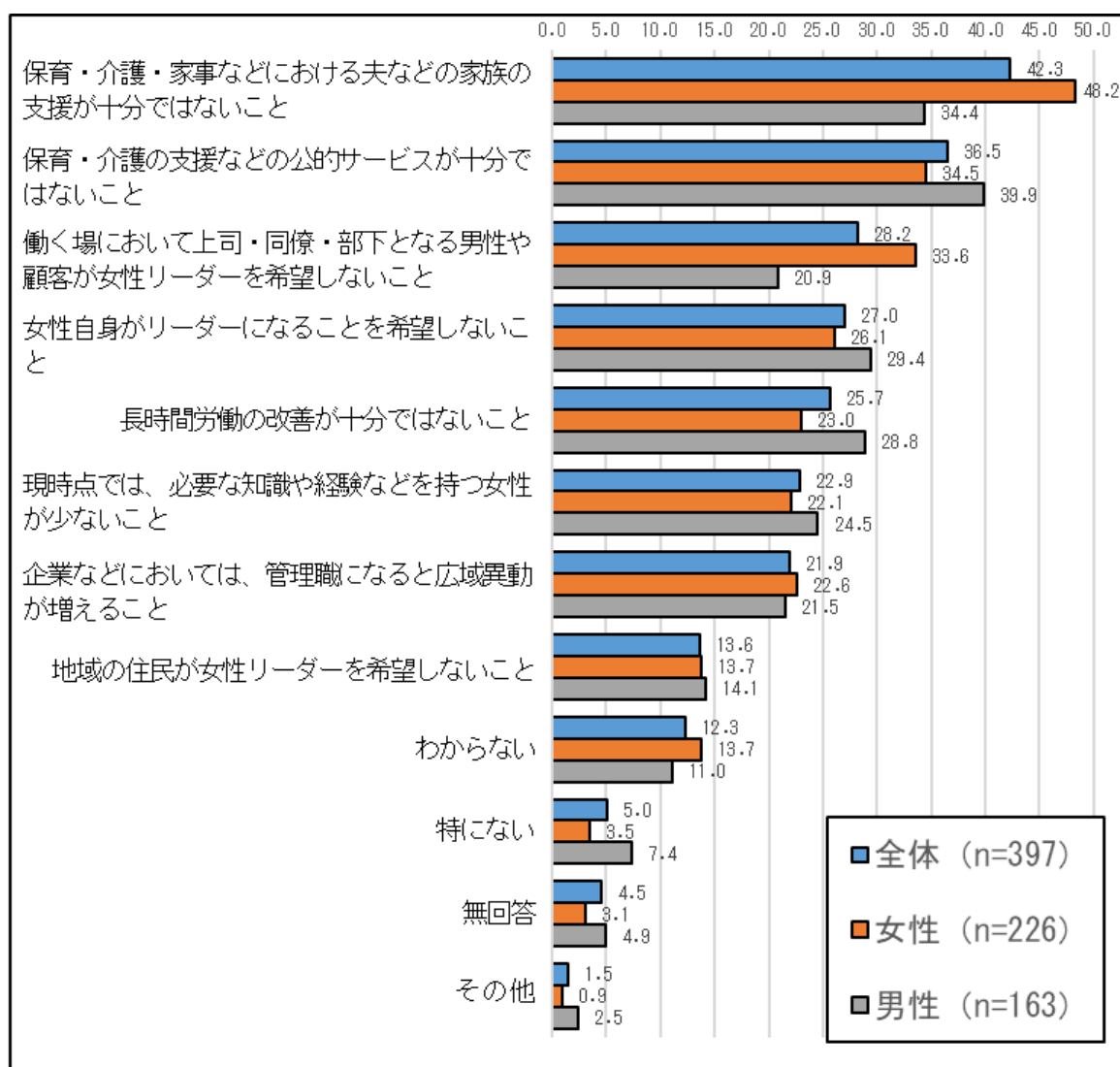
また、希望に応じた正規雇用への転換などを通じて、女性の経済的自立を図ることが必要です。

◇非正規雇用を選んだ理由



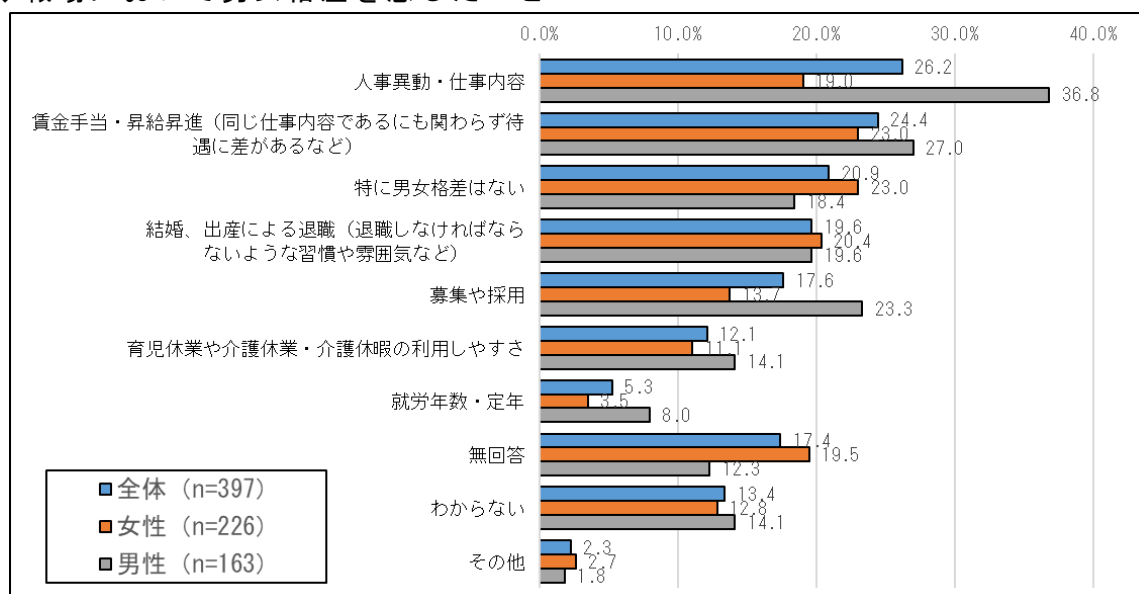
資料：令和2年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

◇女性のリーダーを増やすときに障害となるもの



資料：令和２年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

◇職場において男女格差を感じたこと



資料：令和２年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

■職場におけるハラスメント防止

性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアル・ハラスメント※10のほか、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント※11やパワー・ハラスメント※12のない職場づくりに向けて取り組む必要があります。

■女性の個性と能力の発揮への支援

一人ひとりが生き方を選択する際に、職業生活においても、その個性と能力を十分に発揮できるよう、職場における固定的な役割分担意識を払拭するための取組が必要です。職種に対するこれまでの概念を取り払い、各人の能力、適性に応じた業務配置により、多様な職域での女性の活躍が期待されています。

また、並行して、ITや機械の導入、やり方の工夫など女性が働きやすい環境を模索し、ハード面における環境整備も必要です。

■多様なライフスタイルに対応した就労支援

再就職や起業など、ライフステージや個別の事情等に対応した支援や、テレワークなどの時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の推進も求められています。

■農業や自営業等、女性の参画が少ない分野での男女共同参画

農業や自営業等家族経営の中での女性の労働に対する評価が必ずしも適正なものとなっていません。また、労働の場と生活の場が同じ場合が多く、女性は労働のほか家事・育児・介護等の負担をより多く担っているという状況があります。

そのため、女性が対等なパートナーとして経営等に参画しながら、働きやすい環境を整備していく必要があります。

目標指標

項目	現状(R2)	目標(R8)	根拠データ
職場における男女格差について、「特に男女格差はない」の回答割合(%)	20.9	50.0	糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート
「男性は仕事、女性は家庭を中心とする方がよい」の回答が「そう思わない」の割合(%)	55.5	70.0	
(市役所) 時間外勤務の年平均時間(時間)	124.5	100	糸魚川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

※10 セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせ。職場、地域、学校などのほか、様々な場で起こりうる性的・差別的な行動のこと。異性に対するものだけでなく、同性に対するものも含まれる。

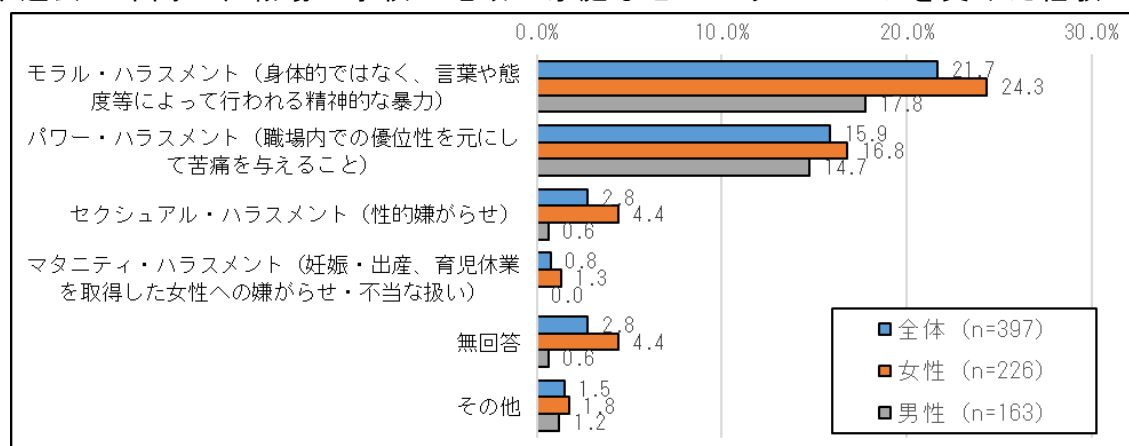
※11 ハラスメント

様々な場面での嫌がらせやいじめ行為を指し、職場においては、上司や同僚の言動が本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせたり、傷つけたり、不利益を与えたりすることで、就業機会を害する行為のこと。

※12 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させられたりする行為のこと。

◇過去２年間で、職場・学校・地域・家庭などでハラスメントを受けた経験



資料：令和２年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

【施策の方向】

(1) 男女の雇用における均等な機会と待遇の確保など雇用環境の整備

No	推進施策	内容	所管課
14	労働関係法令や制度の周知	・商工団体等関係機関を通じて、制度周知に努めます。	商工観光課
15	事業主の理解と職場環境整備の促進	・経営者、管理職を対象としたセミナー等を開催します。 ・職場環境の改善に取り組む事業者に、相談・支援制度を周知します。	商工観光課
16	経営能力の育成と創業への支援	・商工団体等関係機関と連携し、創業や経営に関するセミナーや相談会を実施します。 ・新規就農者や農業分野での法人化、6次産業化に取り組む方へ支援を行います。	商工観光課 農林水産課
17	キャリア形成の支援	・働く女性に対する研修機会の提供を支援します。	商工観光課
		・市の管理・監督職に対して、キャリア形成のサポートに対する研修を実施します。	総務課

(2) 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進

No	推進施策	内容	所管課
18	ハラスメント防止研修の実施	・ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を実施します。	総務課
19	ハラスメント防止に向けた学習機会の提供	・市民及び事業所を対象に情報提供等を行い、ハラスメント防止を図ります。	商工観光課

(3) 多様なライフスタイルに対応した就業環境の整備

No	推進施策	内容	所管課
20	テレワークの推進	・多様な働き方の実現に向け、時間や場所にとらわれない就労環境を整備します。	商工観光課

(4) 再就職・起業支援

No	推進施策	内容	所管課
21	再就職を支援するための講座の開設	・育児・介護等により一時離職した人への再就職を支援するための研修機会の提供を支援します。	商工観光課
22	起業の方法や支援制度についての情報提供	・起業を目指す女性に対し、起業の方法や支援制度について、情報提供をします。	商工観光課



重点目標 Ⅱ－(2)

働き方の見直しと仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の推進



誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、個人の状況に応じて多様な生き方を選択できることが大切です。

核家族化の進行や共働き世帯の増加など人々のライフスタイルは多様化していますが、意識や制度はこのような変化に十分対応したものとはなっていません。

性別にかかわらず家事・育児・介護等の家庭生活における責任を果たしながら、職場においても貢献していくことができる社会の実現や、女性の職業生活での活躍の推進に向けて、性別による固定的な役割分担意識の解消とその意識に基づく行動の変容を促し、働き方改革やワーク・ライフ・バランスが実現する社会のための環境整備を進めることが重要です。

<現状と課題>

■仕事と家庭生活の調和の実現に向けた市民意識の改革

「アンケート」では、仕事と家庭生活やその他の活動における優先度について、希望としては「仕事」が 4.3%と低く、「仕事・家庭生活・その他」が 23.7%であったことに対して、現実には「仕事」が 23.2%、「仕事・家庭生活・その他」が 9.3%となり、希望と現実には格差が生じている状況です。

また令和3年男女共同参画白書によると、共働き世帯で平日に家事・育児・介護等に従事する時間について、女性の 365 分に対し、男性は 82 分となっており、女性により多くの負担がかかっている状況です。

また、新潟県における令和2年度に育児休業制度を利用した女性労働者の割合は 90.9%に対し、男性労働者では 12.8%であることから、男性が家事・育児を担い、その後も主体的に子育てに関われるよう、制度活用に対する抜本的な対策が必要となっています。

加えて、時間や場所の制約を受けないテレワークをはじめとした多様で柔軟な働き方等を通じて、仕事と家庭生活の調和の実現を図ることが求められています。

■仕事と家庭生活の両立に向けた子育てや介護等の環境整備

誰もが安心して子育てや介護をしながら仕事や地域活動に参画していくためには、子育てや介護について主体的に関わっていく意識啓発を行いながら、社会全体で支援していく取組が必要です。

そのため、多様なニーズに合った保育サービスや介護サービスの充実に継続して努めるとともに、地域全体で子育てや介護を支える仕組みづくりを進める必要があります。

また、妊娠中の女性労働者への配慮のほか、不妊治療や病気治療との両立支援も求められています。

目標指標

項目	現状 (R2)	目標 (R8)	根拠データ
家庭における家事等の分担についての回答が「両方同じくらい」の割合 (%)	10.6	25.0	糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート
「ワーク・ライフ・バランス」の名称、内容を知っている人の割合 (%)	19.1	30.0	
ハッピーパートナー企業※13 登録件数 (件)	29	35	商工観光課資料
ワークライフバランス推進宣言事業所※14 (件)	29	35	商工観光課資料

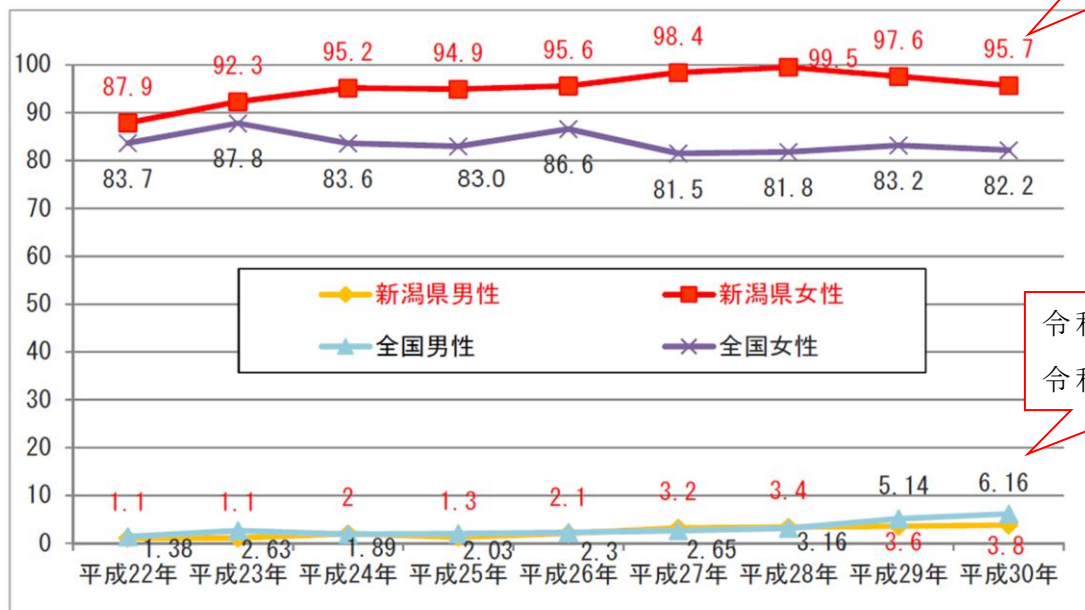
◇ 6歳未満の子どもをもつ夫婦の家事・育児・介護時間の格差 (分)

区分	妻	夫
共働き世帯	365	82
夫有業・妻無業の世帯	564	74

資料出所「令和3年 男女共同参画白書」

◇ 育児休業取得率

単位 : (%)



資料出所：新潟県「新潟県賃金労働時間等実態調査」
厚生労働省「雇用均等基本調査」

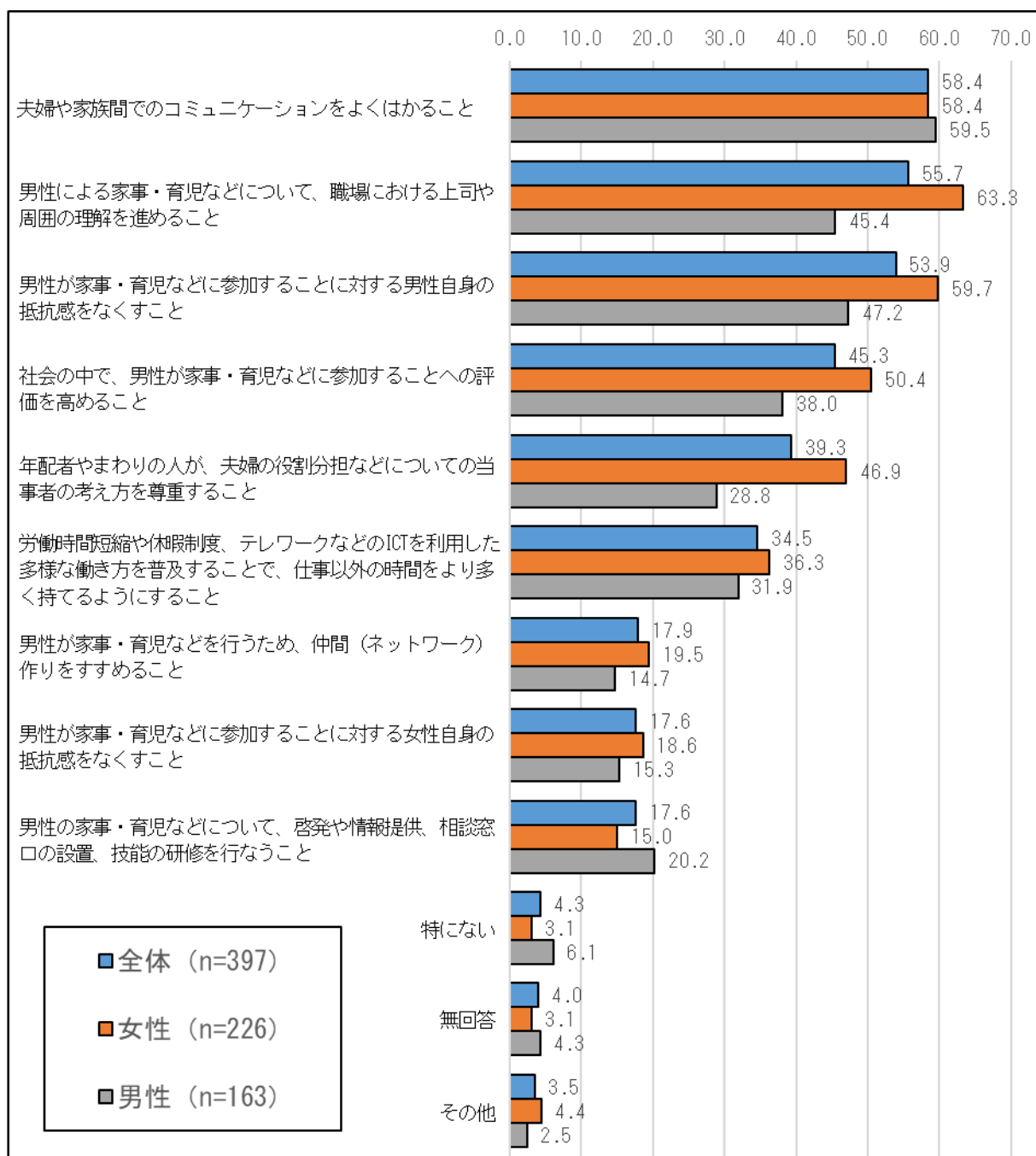
※13 ハッピーパートナー企業

新潟県男女共同参画推進企業、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等のこと。

※14 ワーク・ライフ・バランス推進宣言事業所

仕事と家庭の調和を図った働き方を推進することを宣言し、市制度へ登録した事業所

◇今後男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。



資料：令和２年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

【施策の方向】

(1) 子育てへの男性の参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

No	推進施策	内容	所管課
23	働き方の見直しに関する啓発	・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が企業にとってもメリットになることを、事業主に啓発します。 ・ワーク・ライフ・バランス推進宣言事業所登録を推進します。	商工観光課 環境生活課
24	男女がともに働きやすい職場環境の整備促進	・長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のための啓発のほか、育児・介護休業等の取得しやすい職場環境づくりを促進します。 ・ハッピーパートナー企業登録を推進します。	商工観光課 環境生活課
		・市役所におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、特に男性職員の子育て参画を促進します。	総務課
25	家庭生活への男性の参画促進	・これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や家事・育児・介護等の女性への偏重を見直し、多様な生き方・働き方について啓発を進めます。	環境生活課
		・男性も家庭生活での責任を分担できるよう、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。	環境生活課 こども課 こども教育課 生涯学習課 福祉事務所

(2) 多様な形態の働き方に応じた育児・介護の支援環境の充実

No	推進施策	内容	所管課
26	子育て支援策の充実	・就労する保護者の増加や就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、延長保育、未満児保育、休日保育、病児保育等各種保育サービスを実施します。 ・放課後児童クラブなど、放課後の子ども達の安全・安心な居場所の確保に努めます。 ・子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。	こども課 福祉事務所
		・保育付きの講座や学習会を開催するなど、子育て中の社会参画の機会づくりを進めます。	環境生活課 生涯学習課 ほか
27	介護サービス基盤の整備・充実	・介護を社会的に支援するため、在宅サービス、施設サービスや相談事業など介護サービスの安定的な提供に努めます。 ・誰もが介護の担い手となるため、介	福祉事務所

		護についての学習機会や情報提供に努めます。 ・高齢者本人や介護する家族を地域全体で支援するため、認知症に対する正しい理解を啓発します。	
28	地域で支える環境づくり	・子育てを地域全体で支えていくために、市民団体との連携を図りながら、子育て支援のネットワークづくりを進めます。	こども課
		・高齢者や障がいのある人等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での見守り体制の充実に努め、自立を支えます。 ・ボランティア活動や地域活動等を通じて高齢者の社会参画を促進します。	福祉事務所
29	ひとり親家庭等の様々な困難を抱える人への支援の充実	・ひとり親家庭が安心して子育てし、自立した生活が営めるよう、児童扶養手当や医療費助成などの経済的支援や就労に関する支援を行います。 ・生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など、関係機関と連携しながら、就労に関する支援、住居や日常生活支援など家庭状態やニーズに応じた総合的な支援に努めます。 ・ひとり親家庭からの生活上の相談に応じ、新潟県のひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、生活や養育費等自立に向けた相談や支援制度等の情報提供を行います。	こども課 商工観光課 福祉事務所



パパマママタニティスクール

Ⅲ

安心して暮らせる環境づくり

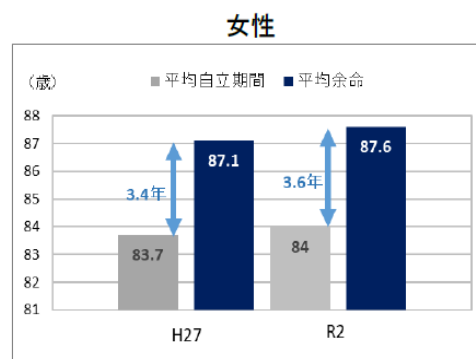
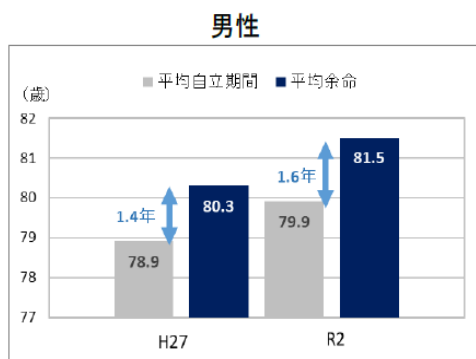
男女は平等であり、性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重されなければなりません。しかし、今なお、性別・国籍等による差別的な取り扱いや人権侵害が起きています。

配偶者等からの暴力（以下、「DV」※15 という。）やハラスメント（セクシュアル・ハラスメント※10、パワー・ハラスメント※12 等）などは、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。しかも、加害者が身近な存在であるため、被害が潜在化しやすく深刻な状況となる可能性があります。そのため、人間としての尊厳を損なう暴力を防止するための取組や被害への対応の充実を図ります。

また、健康で生きがいのある生活を送ることは、それぞれの個性と能力を発揮するための大切な要素です。疾病やストレスなど、健康に影響を及ぼす要因は、性別や年代によって大きく異なりますが、特に女性は、妊娠や出産、更年期、高齢期等において特有の健康上の問題が生じることが多く、男性とは異なる配慮が求められます。このため、男女が互いの心身の健康について正しい知識を身につけ、尊重しあい、理解を深めることが大切です。

●トピック

◆平均自立期間 と平均余命



(資料：健康増進課)

平均余命と平均自立期間の差は、日常生活に制限のある「**不健康な期間**」を意味します。健康寿命の延伸とともに、**不健康な期間の短縮**が課題です。

※15 配偶者等からの暴力（DV／ドメスティック・バイオレンス）

「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいいます。具体的には、身体に危害を加える「身体的暴力」、精神的にストレスを与え続ける「精神的暴力」、交友関係等を監視するなどの「社会的暴力」、相手が望まないのに性的なことを強要する「性的暴力」、金銭的な自由を奪う「経済的暴力」、ネット上で拡散する「ネット暴力」があります。

※10 セクシュアル・ハラスメント P27参照

※12 パワー・ハラスメント P27参照

糸魚川市配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画 (DV防止基本計画)

本計画の「基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり」の(1)配偶者等からの暴力の根絶に関する施策は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市の配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画(DV防止基本計画)」と位置付けています。

<DV防止基本計画策定の趣旨>

DVが大きな社会問題となってきた平成13(2001)年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成25(2013)年の改正により「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」となる。)が施行されました。この法律により、配偶者からの暴力が犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女平等の妨げとなることが示されました。

また、平成16(2004)年10月の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正においても、子どもがDVの環境下で育つことは虐待に当たることが明記されました。

内閣府男女共同参画局の令和2(2020)年12月に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、配偶者からの暴力の被害経験は、22.5%(女性25.9%、男性18.4%)であり、女性41.6%、男性57.1%が誰にも相談しなかったと回答しています。

DVは、外部からの発見が困難な家庭内や親密な関係において行われるため、潜在化しやすく被害が深刻化しやすいと言われています。

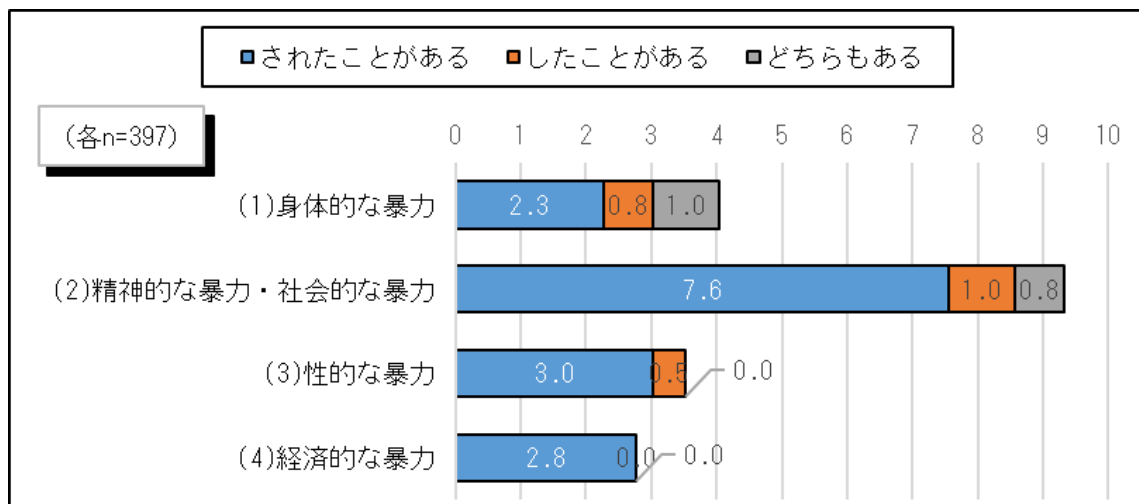
これらを受けて、本市においても暴力防止の意識啓発を図るとともに、被害者の保護及び自立を支援してきました。

DVや相談窓口に対する認知は進んでいるものの、我慢するケースが多く、相談できず人権侵害されている状況がうかがえます。

このようなことから、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係者と連携し、暴力を許さない機運を高めるとともに、被害者が安心して相談できる体制の整備と自立支援の取組を推進するため、「糸魚川市配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画」を策定します。

◇ 「DVの被害、加害経験」

(単位：%)



資料：令和2年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

重点目標 Ⅲ－（１） 配偶者等からの暴力の根絶



DVや交際相手からの暴力（デートDV※16）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、暴力は個人の尊厳を害し、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。こうした被害をなくするためには、DV等の
人権侵害行為に関する理解を深め、企業・学校・地域等あらゆる場面で暴力は許さないという意識を醸成していくことが必要です。

<現状と課題>

■DV防止の意識啓発の推進

「アンケート」では、配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合は 8.1%で、平成 27(2015)年の前回調査と比較すると、全体で 1.9 ポイント増加し、約 10 人に1人が被害を経験しています。

本市においては、新潟県や全国の数値に比べ極端に低いことから、被害が少ないということではなく、どこにも相談できずに抱え込んでいたりするケースがあるのではないかと推測されます。

DVについての認識を深めるため、実態や問題性、DVが重大な人権侵害であるということについてあらゆる機会を捉えた啓発が必要です。

近年は、配偶者だけではなく、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。中高校生等若年層へのDV防止の啓発や男女の対等な形での人権尊重の意識を高める教育・学習は重要であり、学校や民間支援団体と連携して、一層充実していく必要があります。

また、夫婦間の DV は、高齢になってもDV被害が継続していることから、世代を問わず広報・啓発の充実が求められています。

一方で、加害者に関する施策も課題となっています。国の検討状況を踏まえ、対応を検討していく必要があります。

■安全に安心して相談できる体制づくり

相談窓口の利用について、被害者だけで悩むことなく早期に適切な相談や支援が受けられるよう、広く周知することが必要です。本市では、女性相談員等においてDV相談を実施しています。DV被害者が安心して相談できるよう相談窓口の安全を確保し、関係機関との連携、外国人や障がいのある被害者への配慮など多様化・複雑化する相談に対応できるよう、体制を強化していく必要があります。

■相談従事者の資質の向上

相談員は、DVの特性を理解するとともに、被害者の個人情報保護、安全と安心の確保、DVは同性パートナー間にも存在することなど、被害者の立場に立った配慮をし、適切な情報提供と支援を行うため、知識や技術の向上を図る必要があります。また、DV の加害者からの暴力も起こりうる可能性もあることから、組織的な危機管理も必要です。

被害者は多岐にわたる問題を抱えていることが多く、様々な相談窓口を利用します。窓口の職員が不適切な対応をすることによって、被害者に二次的被害を与えることがないよう、今後も継続して情報交換や研修を実施することが必要です。

※16 交際相手からの暴力（デートDV）

配偶者、生活の本拠をともにする交際相手以外の交際相手からの暴力。

■ 関係機関・民間支援団体との連携体制の強化と協働の推進

児童虐待や高齢者虐待、障がいのある人の虐待については、DVとの関連が想定されることから、日常業務において関係機関と緊密な連携がとれるようにするとともに、本市の実務担当者による会議や既存の関係機関のネットワークを通じて、対処していくことが求められています。

民間支援団体については、DV防止啓発活動や被害者に対するきめ細かい支援活動を行っており、その役割は大きなものとなっています。民間団体と連携を強化し、協働してDV防止・被害者支援施策の充実を図っていく必要があります。

■ DV対応と児童虐待対応との連携強化

配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、それぞれの対応機関が緊密に連携し、考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが重要です。

特に、DV対応と児童虐待対応との連携強化については、令和元(2019)年の「児童福祉法」改正において、女性相談員は、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとされ、児童相談所との相互連携が明確化されました。

■ 安全に配慮した保護体制の充実

DV加害者の暴力から被害者を緊急に保護する必要がある場合、本市では、状況に応じて、警察、婦人相談所、児童相談所等と連携して一時保護へつないでいます。

女性相談員は、保護命令の制度利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡などの支援を行う必要があります。

■ 総合的な相談支援体制の充実

相談担当者は、被害者の精神的負担を軽減し、解決につなげるため、相談者の立場に立ち、多岐にわたる関係部署と連携・調整を図ることが大切です。また連携に際しては個人情報保護に関する法律及び糸魚川市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなくてはなりません。

■ 自立支援策の充実

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要であり、被害者の状況やニーズに応じて、相談員が窓口に同行し支援を行っています。

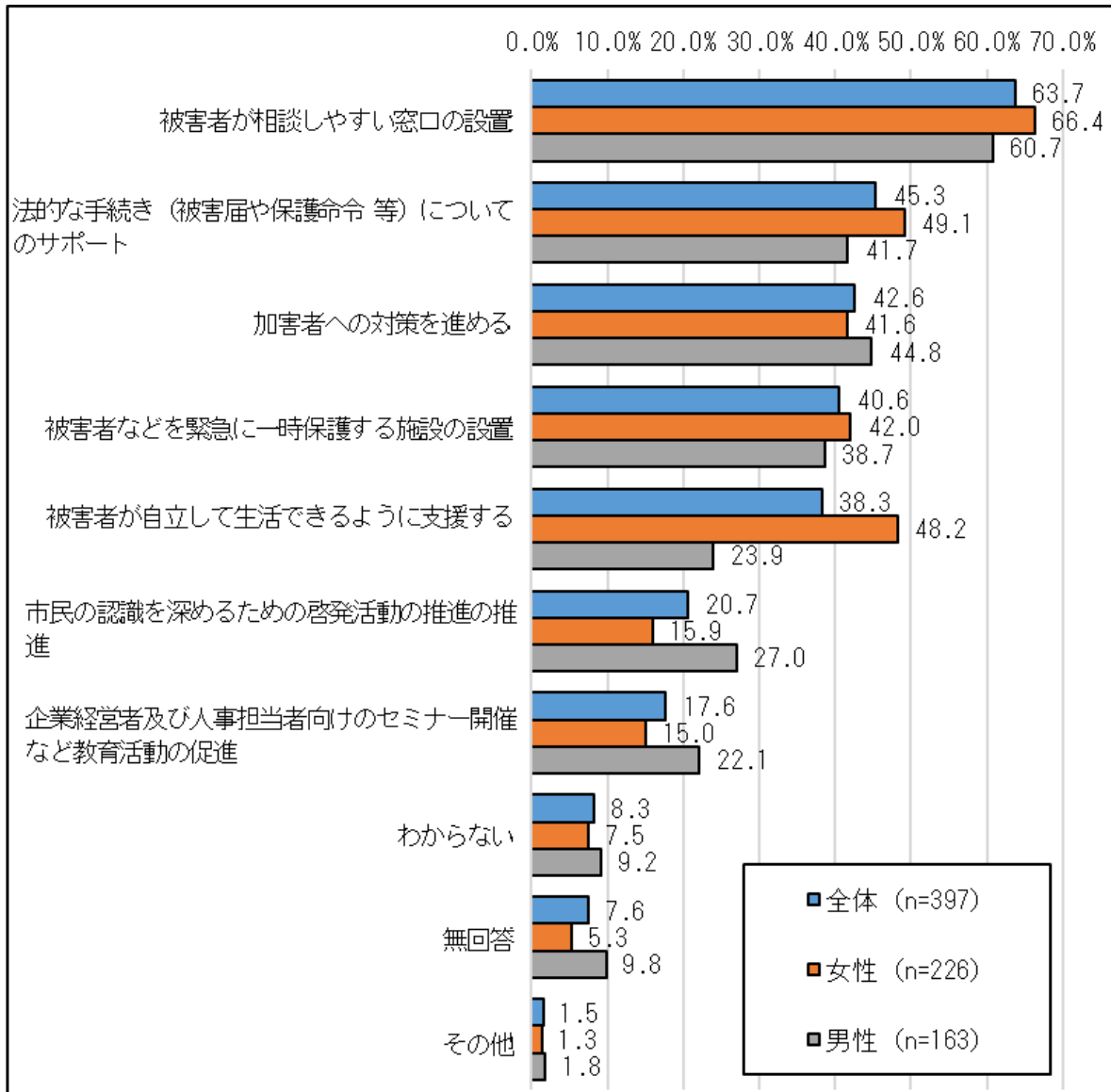
被害者は、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。さらに、被害者に子どもがいる場合には、子どもの安全確保やこころのケアについて配慮し、支援することが必要です。DVの環境下に子どもを置くことは、深刻な影響があることを考慮し、児童相談所などの専門機関と連携してケアを行うことが必要です。

被害を受けた外国人や高齢者、障がいのある人については、それぞれの状況に配慮した保護・自立支援を行うことが求められており、関係機関や支援団体と連携して支援することが必要です。

目標指標

項目	現状 (R2)	目標 (R8)	根拠データ
「DVをされたことがある」の回答割合 (%)	8.1	減少	糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート
「DVをしたことがある」の回答割合 (%)	1.5	減少	

◇セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やDV等の防止や被害者の支援のための対策



資料：令和２年度「糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート」

【施策の方向】

(1) DV の根絶に向けた対策の推進

No	推進施策	内容	所管課
30	DV防止の意識啓発の推進	・DV が人権侵害であるという認識を深め、DV 防止に向けた意識の醸成を図るため、リーフレットやカード、広報誌、ホームページなどを活用した啓発活動を行います。 ・DV に関する理解促進を図るため、講演会や講座などの啓発事業を実施します。	福祉事務所 環境生活課
31	人権教育等の推進によるDV防止の意識啓発	・若年層への教育・啓発を推進するため、学校等における人権教育を実施するほか、暴力によらない対等な関係作りについて、中学校からのデートDV 防止セミナー等の啓発事業を行います。	こども課 こども教育課 福祉事務所

(2) 安心して相談できる体制の整備

No	推進施策	内容	所管課
32	DV 相談窓口の周知	・被害者が早期に適切な支援が受けられるように、DV 相談窓口について広く市民に周知していきます。 ・外国人や障がいのある人など個々の状況に配慮した情報提供を充実するとともに、関係団体等についても情報提供に努めます。 ・被害者を早期に発見するため、保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、DV 防止の啓発や相談窓口について情報提供を行います。	福祉事務所 こども課 環境生活課
33	安全に安心して相談できる体制づくり	・相談者の安全と秘密の保持に配慮した相談環境を整えます。 ・外国人や障がいのある人、性的指向※2、性自認※3 など様々な被害者が安心して相談できるよう、外国語通訳等個々の状況に配慮した相談・対応に努めます。	福祉事務所 環境生活課 こども課
34	相談従事者の研修の充実	・相談員の知識の技術の向上を図るため、DV 特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等についてアドバイスができる体制づくりに努めます。 ・相談窓口等における被害者への2次被害防止を図るため、関係職員の研修等を実施します。	福祉事務所 環境生活課 こども課

35	総合的な相談支援体制の充実	・配偶者暴力相談支援センターを中心とした総合的な支援体制づくりを進め、女性相談員とともに、円滑で切れ目のない被害者支援を行います。 ・被害者の精神的負担の軽減や安全確保のため、関係機関と連携し、必要に応じた同行支援を行います。被害者やその家族などに関する個人情報管理・保護を徹底します。	福祉事務所 こども課
----	---------------	--	---------------

(3) 安全な保護体制の整備と自立支援の充実

No	推進施策	内容	所管課
36	安全に配慮した保護体制の充実	・警察や新潟県女性福祉相談所と連携し、安全かつ迅速に被害者を一時保護につなげます。 ・一時保護が開始されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供します。	福祉事務所 こども課
37	自立支援策の充実	・被害者の意思を尊重しながら、状況に応じた支援策を調整し、生活再建に向けて継続的な支援を行います。 ・生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援を行います。 ・母子生活支援施設での自立に向けた支援が必要な母子世帯の場合は、入所による支援を行うとともに、市営住宅等への入居支援など、住宅確保に向けた支援を行います。 ・就業に関する相談や職業訓練制度の情報提供など就業に向けての支援を行います。 ・被害者にこころのケアが必要な場合は、専門機関へ引継ぎを行います。	福祉事務所 こども課

(4) 関係機関等との連携強化

No	推進施策	内容	所管課
38	関係機関・民間支援団体と連携体制の強化と協働の推進	・被害者を早期に発見し、適切な相談支援につなぐため、医療機関や保健・福祉関係機関、学校・教育機関との連携を図ります。 ・担当者の会議や研修等を通じて関係機関や民間支援団体との連携を図ります。	福祉事務所 環境生活課 こども課 こども教育課 健康増進課
39	児童虐待対応との連携強化	・児童虐待担当部門との情報共有と連携によって、早期の発見と切れ目のない支援につなげます。	こども課 こども教育課 福祉事務所

※2 性的指向 P13参照

※3 性自認 P13参照

重点目標 Ⅲ－（２） あらゆる暴力の根絶



性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、その被害者の多くは女性であり、暴力は個人の尊厳を害し、男女が対等な構成員として社会に参画する際の障壁となるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。

こうした被害をなくすためには、性犯罪等の人権侵害行為に関する理解を深め、企業・学校・地域等あらゆる場面で暴力は許さないという意識を醸成していくことが必要です。

<現状と課題>

■暴力を容認しない社会づくりの推進

暴力は、被害者の心身を著しく傷つけ、人間としての尊厳を踏みにじる行為です。加害者が身近な存在であることが多いため、家庭内の問題、個人的な問題としてとらえられることも多く、被害が潜在化・深刻化しやすい特性があります。

そのため、暴力が重大な人権侵害であることの理解を浸透させるとともに、暴力は個人の尊厳を傷つけるものであり、犯罪に及ぶこともある絶対許されないという意識を社会全体で共有していくことが必要です。

また、早期の対応によって、深刻な状況に陥ることを防ぎ、当事者が早期に適切な相談や支援を受けられるようにすることが重要です。

■性犯罪・性暴力などのない安心して暮らせる環境づくり

令和3(2021)年には、「教職員による児童生徒性暴力防止法」が成立し、近年増加傾向にある教職員のわいせつ行為だけでなく、性犯罪・ストーカー行為等の犯罪や、インターネットやゲームソフトなどでの女性に対する性暴力表現、性の商品化、リベンジポルノ、SNSを使った人権侵害等が問題になっています。

令和2(2020)年の国の調査では、性被害にあった時期について、20歳代が約5割を占め、加害者は大多数が被害者の顔見知りです。また、18歳未満の性被害の割合は34.5%で、加害者の12.2%が監護者となっています。子どもや若者が性犯罪の被害者又は加害者にならないための教育が必要となっています。

性犯罪は、加害者が身近な存在であるため、被害が潜在化・深刻化しやすい特性があります。今後は、性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策を強化する国の取組状況を踏まえ、対応していく必要があります。

人間としての尊厳を傷つける女性に対する暴力についての認識を徹底し、その防止に努める必要があります。

■ハラスメントのない安心して暮らせる環境づくり

職場におけるセクシュアル・ハラスメントに対しては、男女雇用機会均等法で事業主に雇用管理上の措置義務がありますが、職場だけでなく教育の場や地域活動等でのセクシュアル・ハラスメントについても防止に向けた意識啓発を行い、正しい理解を広めていくことが必要です。また、言葉や態度等によって行われるモラルハラスメント防止の啓発に一層取り組むことが求められています。

人間としての尊厳を傷つける女性に対する暴力についての認識を徹底し、その防止に努めるとともに、様々なハラスメントの被害を受けることなく安心して暮らせる環境づくりを進めることが必要です。

■総合的な相談支援体制の充実

「アンケート」では、女性のための相談室の認知度は、平成 27(2015)年の前回調査と比較し 6.7 ポイント増加しています。

また、被害者支援には多岐にわたる部署が関係することから、相談担当者は、被害者の精神的負担を軽減し相談を具体的な解決につなげるため、相談者に寄り添いながら関係部署と連携・調整を図ることが大切です。連携に際しては個人情報の保護に関する法律及び糸魚川市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなくてはなりません。

目標指標

項目	現状 (R2)	目標 (R8)	根拠データ
「女性のための相談室」を知っている人の割合 (%)	37.8	60.0	糸魚川市男女共同参画に関する市民アンケート

【施策の方向】

(1) 女性に対する暴力の根絶

No	推進施策	内容	所管課
40	女性に対する暴力防止の啓発	・関係機関と連携して女性に対する暴力防止のための啓発を行います。	環境生活課

(2) 性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

No	推進施策	内容	所管課
41	性犯罪防止の啓発	・性犯罪、ストーカーなどの犯罪等に巻き込まれないように、警察等と連携し、地域での広報・啓発活動を進め、性犯罪・性暴力の相談窓口の周知に努めます。 ・青少年に悪影響を及ぼす恐れのある社会環境の健全化に取り組むとともに、地域団体等と協力して安全な環境づくりに努めます。	環境生活課 生涯学習課
42	関係機関・民間支援団体と連携体制の強化と協働の推進	・被害者を適切な相談支援につなぐため、医療機関や保健・福祉関係機関との連携を図ります。 ・担当者の会議や研修等を通じて関係機関や民間支援団体との連携を図ります。	環境生活課

(3) ハラスメント防止対策の推進

No	推進施策	内容	所管課
43	セクシャル・ハラスメント等のハラスメントの防止	・ハラスメントを防止する環境づくりのため、啓発や相談窓口の情報提供に努めます。 ・市職員や教職員に対し、各種ハラスメントの防止を徹底します。	環境生活課 商工観光課 総務課

重点目標 Ⅲ－(3) 困難を抱えた人が 安心して暮らせる環境の整備



憲法第 25 条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされています。女性は、雇用の場における非正規雇用労働者の割合が高く、男女の待遇の違いや賃金格差等から、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況です。女性の貧困は、子育て時期だけでなく、全ての年代の女性に生じ得る問題です。

また、性的指向、性自認(性同一性)に関すること、障がいがあること、外国人や外国にルーツがあること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。

<現状と課題>

■ 貧困等生活上の困難を抱える女性への支援

女性は、社会制度や慣行等を背景とした性差による偏見や男女間の格差によって、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。子育て時期だけでなく、全ての年代の女性に生じ得ることに留意が必要です。

平成 30(2018)年に行った本市のひとり親家庭等の生活実態に関する調査では、母子世帯の就労率は91.9%となっており、国、新潟県での値と比べ正社員、正職員の割合が多く、パート・アルバイトの割合が少ないことが特徴的です。現状の暮らしぶりについて苦しさを感じている割合は、国と比べ 10 ポイントほど低く約 70%でした。

新潟県内のひとり親家庭ではない家庭との比較において、「毎月おこづかいを渡す」や「有料の学習塾に通わす」ことについて、子どもに「している」と回答した家庭に大きな開きがない一方で、「経済的にできない」と回答した人の割合に大きな差がありました。生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭の親子等が安心して暮らせるよう、そして貧困を次世代に連鎖させないよう、相談体制の充実や、世帯や子どもの実情に応じた支援に取り組む必要があります。

平成 27(2015)年 4 月には、生活困窮者自立支援法が施行され、自立相談支援事業の実施が義務付けられ実施されていますが、就労支援、家計支援等、相談内容に応じて必要な情報提供や支援を行っていく必要があります。

■ 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

一般世帯総数に占める 65 歳以上の高齢者のいる世帯割合は 61.9%となっています。また、65 歳以上の高齢者のいる世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯と高齢者ひとり暮らし世帯数は増加傾向にあります。単身世帯は住居費や光熱費、食費など一人当たりの生活コストがあがり、貧困に陥るリスクも高くなるうえ、高齢期の方々の貧困については、低年金・無年金の問題もあり、高齢期に達するまでの働き方等の影響が大きいことに留意が必要です。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、生活環境の調整や生きがい、役割を持って生活できる地域の居場所づくりなどのアプローチが必要です。また、認知症の人もできる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、認知症の理解の促進と認知症の人とその家族を支える地域づくりの充実が必要です。

■障がいのある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律等を踏まえ、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現が必要です。

外国人や外国にルーツのある人が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等に困難を抱えており、地域の生活習慣に慣れ、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、日本語の教育、住宅、就労支援、各種手続き・法令・制度等についての多言語での情報提供や相談体制や外国人の子どもへの支援が必要です。

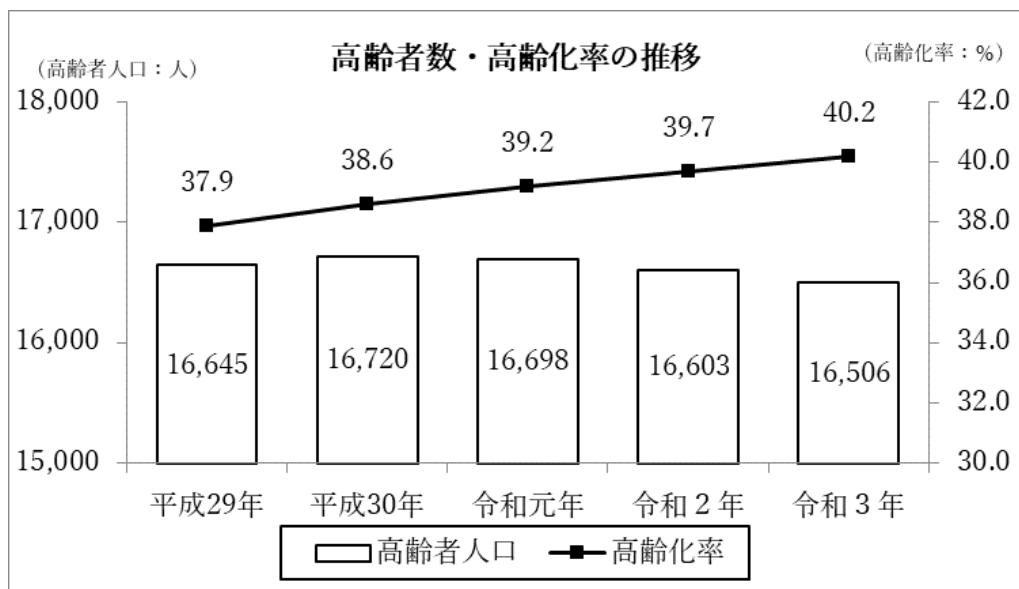
性的指向※2、性自認(性同一性障害)※3 に関することで、社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。また、障がいがあること、外国人や外国にルーツがある場合、お互いを理解し社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進める必要があります。

目標指標

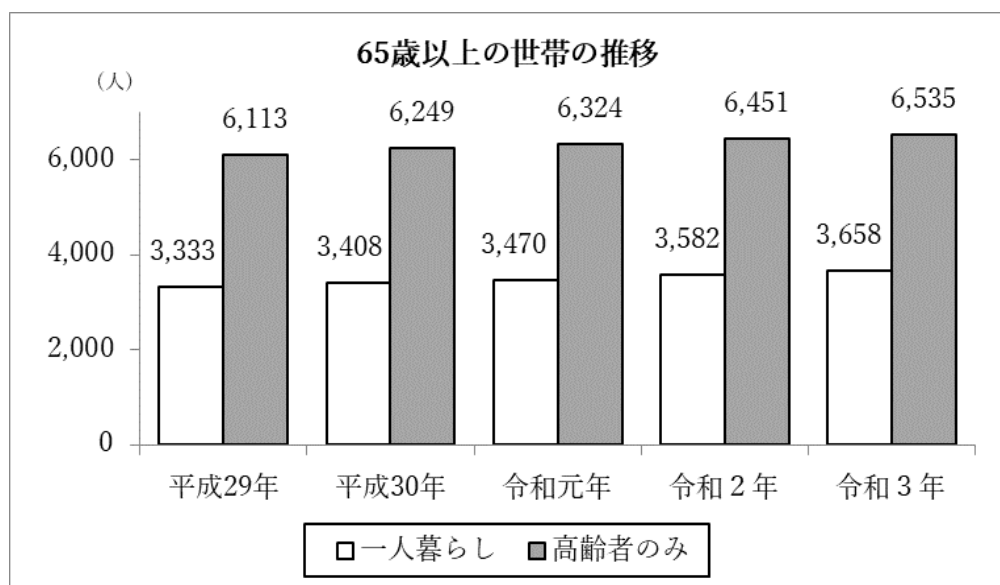
項目	現状(R2)	目標(R8)	根拠データ
女性の健康寿命(歳)	84.0	延伸	第2次健康いといがわ21
離婚届における「養育費取り決めあり」のチェックの割合(%)	58.06	70	新潟地方法務局糸魚川支局
生きがいのある高齢者の割合(%)	57.4	90 (R5)	第8期糸魚川市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定用調査結果
福祉施設から一般就労への移行人数(人)	6	6 (R5)	糸魚川市ささえあいプラン
民間企業の障がいのある人の実雇用率(%)	2.86	延伸	糸魚川公共職業安定所公表資料より
日本語セミナー受講者数延べ人数(人)	363	700	環境生活課資料

※2 性的指向 P13参照

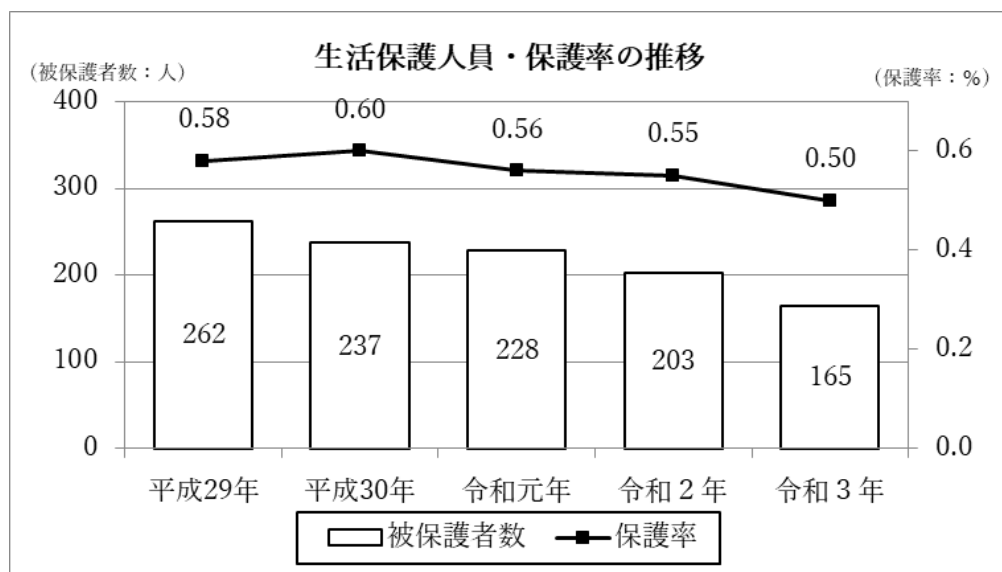
※3 性自認 P13参照



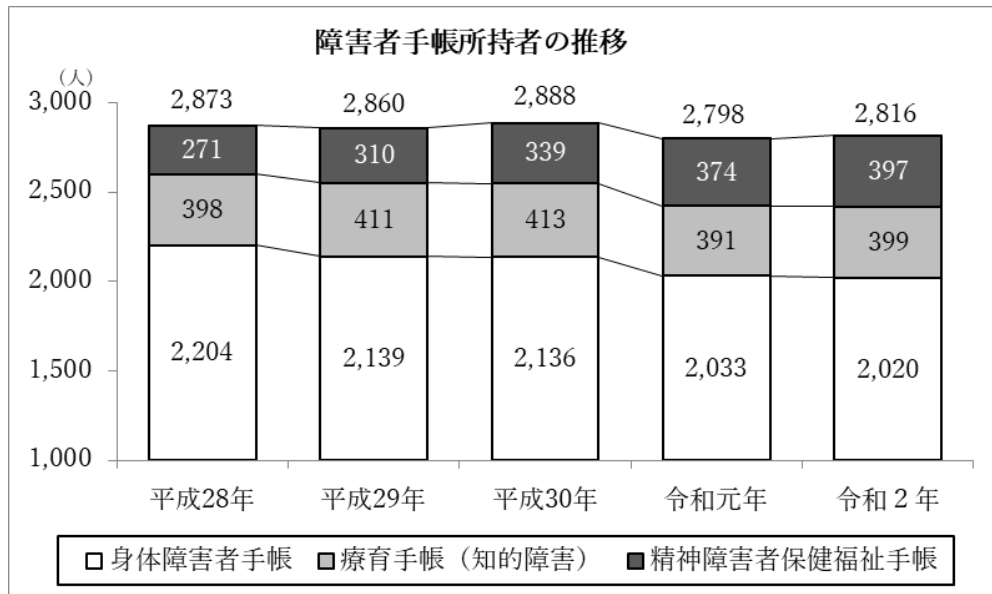
資料：福祉事務所（各年 4 月 1 日現在）



資料：福祉事務所（各年 4 月 1 日現在）



資料：福祉事務所（各年 4 月 1 日現在）



資料：福祉事務所（各年4月1日現在）

【施策の方向】

(1) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

No	推進施策	内容	所管課
44	子どもを養育する困難を抱えた家庭への相談及び支援体制の充実	・養護面で支援が必要な家庭への支援を継続します。 ・地域の関係機関等と連携した育児相談・子育てを支える体制を充実します。	こども課
45	生活困窮者やひとり親家庭等への自立支援	・国・県の補助事業を活用した支援を実施します。 ・支援制度の情報提供や相談支援を充実します。 ・関係機関と連携した早期の相談支援を実施します。	福祉事務所 こども課

(2) 高齢者、障がいのある人、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

No	推進施策	内容	所管課
46	高齢者や障がいのある人が安心して暮らすための支援	・相談支援体制の充実に努めます。 ・障がいのある人の社会参加を支える取組を実施します。 ・障がいのある人への理解を促進し、差別解消を推進します。 ・地域において、高齢者の社会参加を進め、世代を超えた地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。 ・地域における認知症に対する正しい理解を促進し、見守り体制の構築に努めます。	福祉事務所 環境生活課

重点目標 Ⅲ－（４） 生涯を通じた健康支援



豊かな人生を送るためには、互いの性を十分に理解し、尊重しながら、生涯にわたり健康を確保していくことが不可欠です。

特に女性は、妊娠や出産のための身体的な特性から、男性とは異なる健康上の問題に直面しやすく、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階を通じた健康確保の重要性を理解することが大切です。

本市ではこれまで、学校での性教育をはじめ、性を正しく理解するための普及啓発のほか、生涯を通じた健康づくりの支援、心身の健康に関する相談事業など、健康確保に向けた施策を行ってきていますが、更なる取り組みが必要です。

<現状と課題>

■生涯にわたる健康の確保

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人生 100 年時代を迎える中で、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※17」の視点からも、男女が生涯の各段階を通じて、互いに心身の健康について正しい知識を身につけ、尊重し合いながら、ともに将来のライフデザインを描き、的確に自己の健康管理ができるよう支援することが必要です。

男性の自殺者が女性を上回っており、30 歳代から 80 歳代以上の幅広い年代の方が亡くなっています。女性は、60 歳代以上の高齢者の自殺が目立っています。各年代、性差による抱える悩みの違いや生活困難など、さまざまな自殺リスクに気づき、相談につなぐ見守り支援体制の充実が必要です。

■性に関する正しい理解の促進

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画の形成に当たっての前提と言えます。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、誰もが健康を享受できるようにしていくために必要なことです。特に、若い世代に互いの性を理解し、尊重する性教育を実施するとともに、家庭での理解促進のため学習機会や啓発活動を充実していくことが必要です。さらに、次世代への影響が懸念される性感染症などに対しても取組が必要です。

※17 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）

生涯にわたって、自分の健康を主体的に確保することを目指そうという概念です。1994 年にエジプトのカイロで開かれた国連の国際人口開発会議において提唱されました。これは、人間が安全で満ち足りた性生活を営み、かつ妊娠・出産に関する自由を享受し、自分の性と生殖について、身体的・精神的・社会的に満足できる状態であることを表す「リプロダクティブ・ヘルス」とそれを守る権利である「リプロダクティブ・ライツ」を合わせた概念です。

目標指標

項目	現状(R2)	目標(R8)	根拠データ
女性の健康寿命(歳)	84.0	延伸	第2次健康いといがわ 21
男性の健康寿命(歳)	79.9		
妊婦の喫煙率(%)	1.3	0	第3次糸魚川市親子保健計画
自殺死亡率(人口 10 万人あたりの自殺者数)(%)	14.23	減少	地域の自殺基礎資料

◇糸魚川市の自殺者数 男女・年次別内訳 (単位：人)

	H28	H29	H30	R1	R2
男性	10	4	11	8	3
女性	2	3	6	1	3
計	12	7	17	9	6

【施策の方向】

(1) 身体的性差に応じた健康支援

No	推進施策	内容	所管課
47	生涯にわたる健康づくりのための支援	・生活習慣病予防や介護予防のため、特定健康診査・特定保健指導、健康教育や健康相談を実施します。 ・がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種がん検診を実施します。 ・性別やライフステージに応じた健康づくりの普及啓発に取り組みます。	健康増進課 こども課 こども教育課
48	こころとからだの相談体制の充実	・精神科医による健康相談、相談員への対応力向上研修を実施し、相談体制の充実を図ります。	健康増進課

(2) 妊娠、出産等に関する健康支援

No	推進施策	内容	所管課
49	性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実	・学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた性教育の指導の充実に努めます。 ・学校において、性に関する正しい知識と望まない妊娠や性感染症の適切な予防行動の普及に努めます。	こども課 こども教育課

50	妊娠・出産等に関する健康支援	・個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等の希望が実現できるよう、妊娠・出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。 ・安心・安全な出産のため、妊娠中の保健指導や健康管理、また産後の母体保護を支援します。 ・育児の不安を解消するための情報提供や男女で互いに協力することの必要性に啓発を行います。 ・特定不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。	こども課
----	----------------	--	------

年に1度は健診を！



高血圧対策！



ジオで健康アップ ～神道山～



出典：第2次 健康いといがわ 21

第3章 計画の推進体制

第 3 章 計画の推進体制

1 計画の推進にあたっての基本的な考え方

計画の着実な推進については、行政の推進体制を整えるとともに、広く市民や関係機関、企業、各種団体など地域社会との連携を図り、市民と行政が一体となって取り組みを進めます。

計画に掲げた施策については、他の各種計画との整合を図りながら着実に実施していきます。

2 計画の推進体制

計画を総合的かつ効果的に推進するために、「糸魚川市男女共同参画推進委員会」の意見を反映させるように努め、各種施策を実行していく過程で、市民の理解と協力のもと、男女共同参画社会の実現を図っていきます。

男女共同参画に関係する施策は、市が先頭に立って推進する必要があること、また内容が広範で多岐にわたっていることから、市長を議長とし、部課長を構成員とする「糸魚川市男女共同参画推進会議」を設置して全庁的・計画的に取り組んでいきます。

また、関係事業を実施する各課の職員で構成する「糸魚川市男女共同参画推進庁内委員会」も設置し、より効果的で実態に即した事業の推進を図ります。

3 市民、企業、各種団体等との連携

市民や企業、各種団体、教育者等との連携により、事業の推進を図るとともに、活動を支援します。

国や県、新潟県女性財団等との連携を深め、他市町村とも協力しながら計画を推進していきます。

4 計画の進行管理及び見直し

計画の着実な推進のため、定期的に施策・事業の実施状況を把握するとともに、社会経済情勢の変化や女性を取り巻く社会状況の変化に応じて計画の見直しを行います。

第3次いといがわ男女共同参画プラン目標指標

推進の柱	基本的な方向		指標名	単位	H27年度 現状値	R2年度 現状値	R8年度 目標値	【参考】 国成果目標
Ⅰ男女共同参画の推進に向けた社会づくり	(1)	男女共同参画への理解の促進	男女平等意識について、家庭生活で、「平等になっている」と回答する人の割合	%	34.9	23.2	37.0	
			男女平等意識について、学校教育の場で、「平等になっている」と回答する人の割合	%	62.7	59.4	75.0	
			男女平等意識について、社会通念、習慣、しきたり等で、「平等になっている」と回答する人の割合	%	8.6	6.0	25.0	
	(2)	の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	各種審議会等における女性委員の割合	%	26.9	25.2	40.0	2020年27.1% 2025年40～60%
			課長相当職以上の職にある職員に占める女性の割合	%	2.3	4.2	10.0	・本庁課長相当職 2020年17.8% 2025年度末22% ・本庁部局長・次長相当職 2020年10.1% 2025年度末14%
	(3)	地域における男女共同参画の推進	男女平等意識について、地域社会の中で(町内会等の活動の中で)、「平等になっている」と回答する人の割合	%	31.1	22.4	40.0	
			自治会長に占める女性の割合	%	1.7	1.1	6.1	2020年度6.1% 2025年度10%
			防災会議の委員に占める女性の割合	%	0	2.5	5.0	2020年8.8% 2025年度15～30%
			消防団員に占める女性の割合	%		2.7	3.0	2019年度3.2% 2026年度5%
Ⅱ女性が活躍できる基盤づくり	(1)	雇用等における男女平等の推進	「男性は仕事、女性は家庭を中心とする方がよい」の回答が「そう思わない」の割合	%	56.9	55.5	70.0	
			家庭における家事等の分担についての回答が「両方同じくらい」の割合	%	18.3	10.6	25.0	
			時間外勤務の年平均時間	時間	105.7	124.5	100	
	(2)	働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	職場における男女格差について、「特に男女格差はない」の回答割合	%	23.3	20.9	50.0	
			「ワーク・ライフ・バランス」の名称、内容を知っている人の割合	%	12.1	19.1	30.0	
			ハッピーパートナー企業登録件数	件	27	29	35	
			ワークライフバランス推進宣言事業所	件		29	35	

第3次いといがわ男女共同参画プラン目標指標

推進 の柱	基本的 な方向		指標名	単位	H27年度 現状値	R2年度 現状値	R8年度 目標値	【参考】 国成果目標
Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	(1)	配偶者の等根からの暴力絶	「DVをされたことがある」の回答割合	%	6.2	8.1	減少	
			「DVをしたことがある」の回答割合	%	2.5	1.5	減少	
	(2)	暴力絶あからのゆ根	「女性のための相談室」を知っている人の割合	%	31.1	37.8	60.0	
	(3)	困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備	女性の健康寿命	歳	83.7	84.0	延伸	
			離婚届における「養育費取り決めあり」のチェックの割合	%		58.06	70.0	2019年度64.3% 2022年度70%
			生きがいのある高齢者の割合	%	78.7	57.4	90	
			福祉施設から一般就労への移行人数	人	5	6	6	
			障がいのある人の実雇用率(民間企業)	%		2.86	延伸	2019年6月 2.11% 2022年2.3%
			日本語セミナー受講者数	人	292	363	700	
	(4)	生涯を通じた健康支援	(再掲) 女性の健康寿命	歳	83.7	84.0	延伸	
			男性の健康寿命	歳	78.9	79.9	延伸	
			妊婦の喫煙率	%	3.1	1.3	0.0	
			自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)	%		14.23	減少	2019年男女計15.7 男22.7、女9.1 2026年までに2015年に 比べ30%以上減少